

第八十四回国会

参議院文教委員会會議録第八号

昭和五十三年四月二十五日(火曜日)
午前十一時二十分開会

委員の異動

四月十九日

小巻 敏雄君

補欠選任

神谷信之助君

四月二十日

神谷信之助君

補欠選任

四月二十一日

神谷信之助君

補欠選任

四月二十二日

小巻 敏雄君

補欠選任

四月二十三日

渡辺 武君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉田 実君

後藤 正夫君

世耕 政隆君

粕谷 照美君

小巻 敏雄君

委員

岩上 二郎君

高橋 登富君

内藤三郎君

二木 謙吾君

増田 盛君

勝又 武一君

久保 巨君

松前 達郎君

国務大臣

文部大臣

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

文部省大学局長

文部省管理局長

文化庁次長

事務局側

常任委員会専門

説明員

防衛庁長官官房

広報課長

開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたしま

す。委員の異動に伴い、本委員会の理事が一名欠員

となり、御一任願いたいと存じますが、御異議

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に小巻敏雄君を指名いたします。

○委員長(吉田実君) 教育、文化及び学術に關す

る調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○粕谷照美君 大臣にお伺いいたしますけれども

も、私もおとといこの書類を手にしたものですか

ら、自分で実態を調査するところまで至っており

ません。それからまた、問題点はやっぱりみんな

の前で明らかになった方がいいのではないかと

いうような考え方もありまして、きょうは大方のお

考えをお伺いしたいと思うんですが、国士館大学

教職員三百三十六名代理人、弁護士・法学博士木

川統一郎さん、それから同じく石川明さんから、

大臣あてに上申書が出ておりますけれども、お説

みになりましたでしょうか。そしてその内容とい

うのは一体どのようなことになっておりますし

か。

○国務大臣(砂田重民君) 国士館大学につきまし

ては従来から学内組織の整備でありますとか、あ

るいは学生暴力を絶滅するとか、そういうこと

を期して、必要に応じてその都度警告、指導

を続けてまいりましたところ、昭和四十八年同大

学では近代化委員会を設けまして、大学の組織機

構や、管理運営の方法など学内慣行等についても

改善すべく検討を進め、成案を得て実行に移して

いると聞いてまいりました。しかるに、ごく最近、

いま粕谷委員の御指摘の文書を私は受け取りまし

た。ごく最近これを拝見したわけでございますけ

れども、この文書によりますと、総長の専断によっ

て、学内諸規則の制定、改廃、教職員の採用、解

雇あるいは学部長の任命等が行われているなどの

問題の指摘が行われております。文部省といまし

ましては改めて事情聴取を行いまして、問題点を

検討の上、実情把握をいたしまして、必要があれば

指導を行ってまいらなければならぬ、かように

考えておるところでございます。

○粕谷照美君 大学局といましては、このよ

うな事実が四十八年以降、同大学の努力もありま

したでしょうか。把握をされておりました

でしょうか。どうですか。

○政府委員(佐野文一郎君) ただいま大臣からお

答えを申し上げましたように、四十八年に設けら

れました近代化委員会において、学内の組織機構、

あるいは運営方法等の改善について検討が行わ

れ、その結果、四十九年の一月に最終の改革案を

この委員会は決議をいたしまして、理事会、評議

会の承認を得ております。その委員会の改革案の

うち、現在大学はこれまでに次のような改善措置

をとっていること承知をしております。一つは管理運

営の関係で、従来学部長が体育、工学部だけにあ

つて、ほかはなかったわけでございますけれども、

全学部について学部長の任命を行い、これまで全

学部、学長が中心になって教授会の運営を行って

いたものを、学部長を中心に教授会を運営するよ

うに改め、さらに学部長会を設けて、教学面の学

部会の連絡協議を図る措置をとり、さらに学部規

の選任方法などを定めております。それから、学生の指導あるいは学生の生活関係につきましても、四十八年の国会、あるいはそれ以前の国会での御審議を踏まえまして、学生部を設置して学生の生活指導の充実を図り、あるいは学生監という問題の職がございましたが、これを学生主事として学部長の統率のもとに置く、あるいは学生寮の寮則を改正して、朝けいこの強制を廃止する。そういった学生寮を学生の自主的な生活と勉学の場とするような改善措置を図る。あるいは学内清掃に学生を使うということをやめて、部室等の学生の専用部分について学生の責任で清掃させるようにする。あるいは教育研究施設につきましても、鶴川地区の校舎の新増設を図り、あるいは体育学部の体育館を新設をする。その他、学内式典の簡素化を図ったり、あるいは団体訓練を廃止をしたり、問題になりました学長訓話につきましても、新入生のオリエンテーションのときだけに限ることとした。あるいは教職員の給与なり、事務組織についても改善整備を図っていくというような、いわゆる近代化委員会の改革案は、その主要な部分については逐次実行に移されていると承知をいたしております。

ただ、政経学部におきまして、学部長の選任をめぐって、この選任の仕方は教授会が三名を推薦をして、そのうちの一名を理事長が任命をするわけでございますけれども、その際に一位の者が選任されないで、二位の者が選任をされたということとを契機といたしまして、政経学部の中で教授会の間に対立が生じている。そういったことから、この上申書に示されているような問題が起きていて、そのように承知をしております。

○粕谷照美君 局長にお伺いいたしますけれども、一応その改革案が実行に移されているとするならば、このような異常な事態というものは出てこないのではないかとふうに考えますが、いかがでしょうか。自主性を持ち、しかも大学の先生方なわけですから、きちんと自分たち自身で改革をしていくということが私は望ましいというふう

に思います。特に、国会の中に持ち出してきて、討議をしようということ自体は、非常に異常なことでありまして、しかも大学の専任教員百四十六名、職員百九十名、高校教員三十五名の委任状を出して、ぜひ文部省で調査をしてくれというからは、なまはんかなことでは成り立たない。局長のおっしゃるような、こういうふうになっていきますということだけでは済まされない何物かがあるのではないかとふうに思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 四十八年の時点で、国会におきましても、たとえば教授会の機能というふうなものが問題となり、厳しい御議論があったわけでございます。そのときに国士館大学が持つておりました学則による教授会の機能というのは、学長の諮問機関であるということが明記をされておりました。この点につきましても改革委員会の審議を経まして、学則を改めて、国士館大学の場合には教授会の審議事項というものを明確にし、そしてその審議事項の中に、教員あるいは学部長等の選考、学生の入退学、カリキュラム編成等、そうした大学の教育研究の運営にかかわる基本的事項については、教授会の審議事項として定めていると承知をしております。ただ、この大学の場合には、先ほど申し上げましたように、政経学部内の対立のために正常な教授会の構成ができません。そのために起こっている問題がある。そういった異常な状況にあるということのように思われます。ただ、事実関係につきましても、この上申書に述べられている事柄については、まだ十分に把握をいたしていませんので、当面、それについての判断は差し控えていただきますが、早急に調査をいたしまして、正常な運営が行われるように大学側にお話をしたいと考えております。

○粕谷照美君 学則を改めてと、こうありますけれども、書いたものが改まったというだけでは、実態が改まるわけではないと思います。いま大学局長がおっしゃるように、政経学部内の対立だけ

ではないように、私はこの文書を読む限りにおいては思いますが、その実態調査の方法ですけれども、具体的に文部省としてはどのような形で実態を把握されようとするのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学側の責任者の来省を求めて事情を聴取をいたします。

○粕谷照美君 責任者というのとは一体どの方をおっしゃるわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) これは大学側とも協議をいたしまして、最もよく実情を把握をしていく方においていただくのが適切かと存じます。学部長等がそれぞれ実態を十分承知をいたしておりますので、そういった方々から事情を伺うのがよろうと存じております。

○粕谷照美君 それは、たとえば具体的には柴田梵天理事長、総長、短大学長、中・高校長、この方をお呼びになる、あるいは理事をお呼びになるということもあるでしょうけれども、これらの問題を出した教職員の方々の事情聴取もなさるつもりですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在のところ、どういう形で事情聴取を行っていくのかにつきましても、確定をした考え方を持っておりません。管理局とも相談をいたしまして十分に検討をいたしたいと存じます。

○粕谷照美君 私はそれはおかしいと思います。実情を調査するというのであれば、ここには具体的に名前を挙げて訴えられた方もいますし、訴えた人もいますから、両者の意見を聞いて調査をするということが前提でなければならぬと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 問題の指摘は、この上申書においてかなり詳細に、かつ具体的に記されております。まず、大学側からこの上申書に記載されている事項についての考え方、その説明を受けたかと考えます。

○粕谷照美君 その次はどうなさるのですか。それで納得されて終わりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学側からよく事情

を聞きまして、その結果に従って判断をさらにいたしたいと存じます。

○粕谷照美君 私が申し上げているのは、片方だけの意見を聞いたのではわからないから、もう片方の意見も十分に実情を調査する必要があるのではないかと、こう言っているんですが、大学局長は逃げていらつしやるわけですか。できないんですか、やらないんですか、しなくても間に合うとお考えなんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほどもお答えを申し上げましたように、この上申書は非常に詳しく、かつ具体的な御指摘がございまして、それについて大学側がどのように判断をされ、どういう状況にあるのかということに基づいて、さらに上申をされている方々の御説明を聞くかどうかは判断をさせていただきたいと存じます。

○粕谷照美君 文部省がそういう考え方であるならば、私もまた考え直さなければなりません。いずれこの問題について私たち両者の意見を聞かなければならないというふうに思いますので、いまは文部省のお考えだけをお伺いして、この点についての質問を終わります。

次は、幼稚園の脱税問題、それから相次ぐ労働問題、もう一つは学校法人化の問題などについてお伺いをしますけれども、先日大変大きなニュースになったものに、脱税ワーストテンが挙がっております。その中で私立幼稚園、昨年は上から数えて六位だったものが、一躍三位になった。同じく私立の保育園が初めてこのように思いますが七位になった。何か大変なことのように思いますが、これは脱税ということになりまして、非常に問題点だというふうに思います。この辺について文部省自身は、去年もあったことだから大したことがないとお考えかもしれませんが、大臣いかがでしょうか。まじめに努力している私学にしてみれば、こういう状況が出てきたということは、非常に私学全体のイメージがダウンしたということになるのではないかと思います。特にずっと

いままでも歯科医科大学問題で、私学イメージがダウンしているところへもってきて、ダブルパンチのような形で出されているわけですね、どのような考えでしようか。

○国務大臣(砂田重民君) 新聞で私もその報道を読みました、まことに遺憾な事態であると考えます。ただ文部省といたしましては、私立幼稚園に対し、都道府県は都道府県だもの、でございまして、個々の私立幼稚園の実態を今日把握いたしておりません。新聞で報道されたことについて、その事実は残念ながら把握してないわけでも、ございまして、文部省といたしましては、各私立幼稚園がその幼稚園というものの公共性、社会的使命というものを十分自覚して、健全な適正な運用をしてくださることを期待をいたしているの、でございまして、新聞報道によりまして脱税事例等につきましても、直ちに第三者が知り得ないという問題点もございまして、ただ、たとえば東京都におきましては、脱税問題について設置者としての姿勢を非常に正しておられる、私立幼稚園の適正な運営を図るよう文書による指導等も行っておられることでもありますので、この問題の生じた事柄につきましても調査をしなければならぬ、かように考えているところでございます。

○粕谷照美君 きょう私は国税庁の方にきていただきました、いろいろ伺いたんだけれども、脱税問題が都市近郊の幼稚園経営者に多いということ、それから割合が非常に高く四〇%なんですね。だから、約二百件近い件数の幼稚園の四〇%といえますと、相当のものがやっています。そうすると、悉皆調査をすればもっともって大変なのではないだろうかという憶測を国民の中に与えたと思います。大変心配なことでもありますので、東京都だけで終わらないで、全都道府県、税金問題についてはきちんと姿勢を正すような指導というものがなされなければならぬと思いますけれども、具体的にやりますか。

○国務大臣(砂田重民君) 新聞報道で読みまして、私も新聞に出ております番付、いわゆる番付

の上の方に幼稚園がランクされているのを見まして、びっくりしたわけでございます。都道府県を通じて実情を一度調べてみたい、かように考えております。

○粕谷照美君 幼稚園にも幾つかの組織がありまして、全私幼、全法幼ありますが、私も全法幼の機関紙をずっと見せていただいておりますけれども、これは脱税ということはありませんかと思いたすが、それでもきちんと会計をやりますようにというふうな、みずからの姿勢を正していくような、内部的な運動というものが盛り上がっているわけですね。そういう点から考えていきますと、こちらの私立幼稚園というものは、どうやらたうまく税金を払わないで済むのかというのを、共同で研究しているのではないかとはいえない過ぎで、すけれども、考えているのではないだろうかというふうな思いにわけにはまいりません。それは税務署の方にお伺いいたしたら、なぜ個人立の幼稚園に税金がかかるのか、どうして学芸法に對しては課税をされないのかというふうなことに對しては、大変な不満が、調査に行つた税務署員にぶつけられると言ひのですね。そのようなことからも考え合せて、私は本心にきちんとした姿勢といふものが、必要になるのではないかと思います、こういうことを許しておくこと自体は、やはり許せないことである、大臣がおっしゃるように、本心に公共的な性格を持つ幼稚園であるだけに許せないという気持ちで一ぱいです。それとあわせて、脱税ばかりではないのです。私立幼稚園で相次いで不当な解雇事件といふものが起きています。先方方を解雇している。文部省はそういう事実を御存じでしょうか、どうでしょう。

○政府委員(三角哲生君) 私立幼稚園の雇用の問題につきましても、私立幼稚園に對します所轄長は各都道府県知事でございまして、文部省といひまして、全国の個々の私立幼稚園の運営の状況を常時承知するという状況にないわけではございまして、したがって、ただいま御指摘の実態

については把握しておらないのでございます。なお、いわゆるこの雇用問題につきましては、私どもとしては原則としてやはり当事者間で自主的に円満に解決していただくということが基本であろうと思っております。

なお、先ほどちょっと税金のことについて先生の御指摘があったわけですが、私も、私も脱税ということは非常に遺憾なことではございまして、また、いわんや幼児の教育をつかさどる当事者が、そういうことをなさるということについては、非常に重大な困った事柄であると思っておりますが、これはまあ国税当局の発表でございまして、私も、私も直接タッチしておるわけではございせんが、ワーストの三位というのは、この表は一件当たりの申告漏れ所得が大きい順が並んでおるといふふうに聞いております。それから、申告漏れの割合の四〇%というのは、これは申告漏れ額が申告額に對してどのくらいの比率になるかという率といふふうに承知しております、で、ございまして、まあいろいろあります個人立の幼稚園が、非常にたくさん幼稚園が不届きなことをしておるといふことには必ずしも直接つながらないといふふうに承知しております、は、かのいんなワーストの表が国税当局ではあるようにございまして、そのうちの一つが新聞に出たといふふうに承知しております。

○粕谷照美君 それでどういふことかといふのですか。だからそのことが否定されるということではないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) 申し上げましたように、非常にケースが少のうございまして、そういうことはあるべきことではないといふのは当然でございます。

○粕谷照美君 幼稚園は都道府県知事が管理をするものだから、文部省自体としては実情を知らない。私はそれはそれで事実だろうと思ひます。それから、労使の問題については自主的にやりなさいと、これが望ましいとおっしゃいますが、私もそれは原則的にはそうだと思います。しかし、

それは原則的にはそうであっても、余りにもひどいときには、そのことについてやっぱり私どもは発言をしなければならぬ責任があるように思うもので、きょうは実は取り上げてみました。

先日三月の三十一日の日に、参議院会館の私の部屋に電話がかかってまいりました。これは四月の九日の日と、十日の日に、読売新聞に小平市の私立弥生台幼稚園の不当人事の問題についての記事が載つておりましたから、具体的な名前を挙げても差し支えないのではないかとと思ひまして、いま質問をするわけですが、この幼稚園では、昨年の十二月に三人の先生に對して、あなたは遅刻が多から、あなたは子供を産んでお産の休暇を取つたから、それからもう一人には、どうも園の方針に従わないからといふことで、来年はクラスの担任をさせないからといふことを通告をしてい

るわけですね。そして、ことしの三月の三十日、つい先日ですね。そのほかの七名の職員には、春休みですから自宅へ電話をいたしまして、来年度はあなたは担任ではありせんよ、こう言つて通告をしていふので、そしてその翌日私の部屋に電話をかけてまいりましたので、四月の一日には園に行くことになつていふと言ひますから、ではなぜあなた方は担任を外されたのかといふことの理由をきちんと確認をしておきなさいと、こういふふうに返事をしておいたわけですね。そうしましたら、いろいろな理由を言つておりました。私はいまここにそのときの話し合いのテープを持っています、テープを動かすほどのこともないと思ひますので、お話をするわけですが、突如として三月三十日に、四月の六日から始まる幼稚園の開園に当たつて、あなたはクラスを担任させませんよ。よりやく四月の一日になつて、その理由は聞かれればこういふことだといふようなことは、私は教育の場としてはあり得ないことだといふふうに考えているところですね。そしてその一日、二日、四日、五日といふ幼稚園が始まる間は、彼女たちは一体何をしているかといふと、金のたわしで園の中のいろいろな、何といふので

すかね手すりのようなところのさびを取っておきなさいとか、あるいはいろいろなところのお掃除をしないさいとか、トイレのお掃除をしないさいとか、非常な雑用をやっているわけです。それで、それだけならいいんですけども、四月の一日からはもう新しい先生を十人雇ってきているんですね。だから、いままで十人いたのが、さらに十人ふえて二十人になっているという、こういう問題点も一つ出てきているわけですが、こんなようなこと教育の場で考えられることでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) たいだい具体的なお話
がございましたわけですが、私どもとしては実情
につきましまして詳しく承知しておりませんので、こ
こで何らかの意見なり、判断なりを申し上げること
とは、ただいまの時点では差し控えざるを得ない
という気がいたします。

○粕谷照美君　それでは具体的に弥生台幼稚園と、こう言えれば問題があると思いますけれども、一般的な問題点としてしまして、特別首にしなければならぬような事情もない、そういう方々十名に、急にあなたはクラスを持たないでいい、そして新しく十人の人たを採用しましたからなんて、そんなことありますか。

○政府委員(三角哲生君) まあ一般論として、何と申しますか、常識論的に考えまして、ある一つの機構というものを運営いたします場合に、それを構成する者についての交代というようなことにつきましては、それがやはり円満にいきますように、ある程度の事前の予告とか、そういうた通常考えられます手順はあると存じます。ただ、ある一つの組織が、その中の構成員の交代をどういう事情で必要とするか、あるいはどういう手順で行うかということにつきましては、これは個々具体のケースにつきまして、それが常識的に見て果たして適切であるかどうかということの判断をしなければならぬというふうに考えます。

○粕谷照美君 適切であればいろいろな問題が起きないわけです。いろんな問題が起きているという中で、私は一つの例としていまのことをお話し

たわけですが、たとえば四月の七日に進級式があった、そのところには大せいのお母さん、お父さんたちが子供と一緒に出てくる、そうしますと去年まで年少組を持っていた先生が、当然持ち上がるだろうと思って期待をして来るのに、突如としてこの先生方はあなた方のお子さんのクラスの担当ではありません、こういうふうに報告されるわけですね。そして新しい先生の名前が挙がる、その新しい先生の名前が挙がっても、別にどうってことないんですけれども、いままでの先生方は

もう先生ではなくて雑務、用務をやらせるんだと、
 こういう報告があれば、非常にお母さんたちは心
 配するわけですね。特にお母さんたちが言うには、
 私たちはこの幼稚園の先生方がいゝから、りっぱ
 な先生方がそろっているからこの幼稚園に入れた
 のに、いまのようなことでは困ると言って署名

運動まで起きている。非常に子供たちも落ちつかなくなってくる。そんなようなことが四月の九日の、あるいは十日の日の読売新聞に出てきた。そうしますと、九日の日に新聞に出たそのことを見て、近くにいらっしゃる幼稚園の園長さんがそこに集まって、そしてそのことについての討議をされていられるんですね。そこに私のところに電話をくだ

さった根本さんという方が出席をしていたら、もうそんなのやめさせなくちゃだめよというようなことを平気で言っているというんですね。だから園長さんたちはいかにして早く何年も何年もたった方々をやめさせようか、そして新しい人たちを入れていくかということについて、一生懸命研究をしていらつしやるんじゃないのか、こういうことを思いましたという話をしておられるわけですが、その事実、たとえば同じ市内にあります円山幼稚園、あるいはりんどう幼稚園、すぐ近所の清瀬のゆりかご幼稚園なんか、やっぱりがばつ、がばつと十人ぐらいずつやめさせられて、新しい先生が十人ぐらい入っているわけですね。そのこ

とを考えますと、何か連携をしながら、このような研究をしていらっしゃるんじゃないかということをおもわないわけにはまいりません。一体十人も大

量の先生方を一緒にやめさせるなどというようなことは、普通では考えられないことだと思いますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(砂田重民君) 私立幼稚園のことでございますから、そんなに大きな規模のものとは考えられない、そういたしますと、十人の方が一遍に交代なさるというのは、先生のいまの御発言内容を一般的に承りますと、私はちょっとおかしいという感じを持ちます。ただ、感じを持ちますという程度にしかお答えできませんのは、やはり私立幼稚園に対します所轄長が都道府県知事であるものから、私としてはみんなで相

談してどうやめさせようかということを研究しているんじゃないかというのは、これは粕谷委員の持たれた感じだろうと思うんです。そのことについてではなくて、そんなに大きな規模でもない幼稚園の中で、十人の方が一遍に知られるということとは、それは何かよほどの事情があったのかな、おかしいという感じを持つことは事実でございませう。

○粕谷照美君 本当におかしんですよ。それで父母からおかしいと言って騒がれますと、また十人のうちの七名についてはちゃんと園児を担当させているわけですね。そして、担任させますよと云って雇った新しい十人の方々も、二人組みで担任をさせるんですけれども、一人で担任させてくれると、こういうことだったから、それはおかしいと言って、今度は新しい先生方も大変な不満を

園長さんに対してぶつけていくと、こういう実態が起きているんですが、そのことはさておきまして、以上のようなことから考えて、じゃあそんな問題とは不当な首切りなんですから、当然大きな問題点として出てくるだろうと、こう考えるのが普通だと思うんです。けれども、その問題が出ていない。それほど普通幼稚園に勤めていらっしゃる先生方というのは、一年か二年、二年か三年でおお

やめになる方々が多いわけなんです。が、権利意識に目覚めていらっしやらないわけですね。

それで、何かこんな問題がどこかに統計がない

だらうかと思ひましてあつちこつち聞いてみましたら、東京都の新宿労政事務所でもって、やはりこれらのことについて実態の調査をしているわけです。けれども、この労政事務所にだつて幼稚園の先生方は相談には来ていらつしやいせん。それから私立の学校の労働組合がありまして、東京私学労働組合があつて、その幼稚園部というのがあります。けれども、ここにもやっぱり相談に来ていないわけなんです。だから本当に労働基準法とか、働く者はどのような形で守られているかなどということを御存じない場合が非常に多いんじゃないだらうか、こう考えます。

それで最初に、労政事務所で出した園長さんよりの調査結果と、それから先生方の調査結果というのと二通りに分かれているんですが、園長さんの調査結果を見ますと、大変問題だなと思いますのは、第一に、就業規則があるかないかということの調査に対しては、就業規則がありますという園は六割で、三分の一の園がつくっていないわけですね。文部省は、それは労働省に聞いてく

ださいと、こういうふうに言われるかもしれないけれども、法律によつてこの就業規則というののは作成されるように義務づけられていると思います。すが、管理局長いかがですか。

○政府委員(三角哲生君) 私、不勉強で正確なお答えできるかどうか自信はございませんが、たしか労働法の上でそのような規定がなされておつたかというふうに考えます。

○粕谷照美君 労基法八十九条により、常時十人以上の労働者を使用する事業所は、就業規則の作成がこれ義務づけられているわけで、これがないということは明確なるもう労働基準法違反です。法律違反です。そのくらいのことをきちんとお答えいただけないようでは管理局長、ちよつと私ども心配でたまりません。それで、労政事務所はどのように言っているかという、職員が労働条件、

特に労働時間などを知らないような面が多いので、今後労働条件の周知徹底を図るためにも就業規則を作成し、労使関係の改善に役立たせること

ておると理解しております。

○粕谷照美君　そういうことであれば、きちんと

○粕谷照美君　そういうお答えですと返事にならぬですね、大変私も困るんですが、具体的にA子さんとしては、そのA子さんが自分の給料か

ら不信任感をもたれるようなことを園長さんがやられる、そしてまた、私学共済本部そのものも、給料が毎年改定になる、低い給料で出しているって、

師、しかもこれらにつきましましては、いわゆる常時勤務の者でございますが、そういった職、それから一条学校の事務職員職、それから旧教員養成諸学校官制一条の規定による学校長の職でございますとか、その他挙げられておりまして、それからさらに若干種類の異なったものといつたまじ

て、「国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員の職」とそれから「外国の官公庁における前号に準ずる者の職」ということが定められておるわけでございまして、さらに同じ学校教育法の施行規則で、私立学校につきまして校長の資格に特例を設けておりまして、私立学校の設置者は、ただいま概要を申し上げましたような規定によりがたい特別の事情がありまるときは、五年以上教育に関する職または教育、學術に関する業務に従事し、かつ教育に關し高い識見を有する者を校長として採用することができるという定めになっておるわけでござい

ます。

○粕谷照美君 ですから、原則的にはやっぱり教職免許を持つてるといことが望ましいけれども、特別の場合にはなくてもよろしいんだというふうになってるんですが、この特別の場合の方が私立幼稚園の場合にはよけいなんではないんですか。その辺の調査は全然なされていらっしやないと思ひますから、この園長さんの資格そのものもやっぱり調査をしていただきまして、父母も本當に園長さんなりとなら一緒に仕事ができるという、こういう喜んで仕事ができるような条件というものもつくり出していく必要があるのではないかと思います。昨年の予算委員会でも玉置委員が質問していらっしやるんですが、学法なんかつくつていくと、すぐ組合つくつてけしからぬというふうなことが議事録に載つてるんですが、私は、組合があつたつて、その組合が本當に園長さんを信頼し、一緒にやっつていくという体制であつたならば、そんなに御心配になるようなことはないのではないだろうか、こう思ふものですか、いま質問をした次第です。

と、こゝろで、こういうふうないろいろな条件が出てくるというところは、聞いが出てくるということとは、一体どこに原因があるんだらうか。このことを考えてみますと、やっぱり何といつてもお金が足りないという、ここのところに根源があるのではないかとと思ひます。それはなぜかという、幼稚園の園長さんが、あなたのところの先生はどういうふうにあつてもらいたいと思ひますかという質問に対して、もう大半の人たちが永年勤続をしていただきたい、もっと勉強してもらいたいという、こういう要望を出してつねね。長年勤続してもらいたいと園長さんが思つていながら、二年か三年しか働いていらっしやないというの、やっぱりやめざるを得ないような条件に教師が追いついてしまつてゐるという実態だらうと思ひます。そういう意味で、今回のこの補助金というものは、昨年に比べてどのような前進を示してゐるでしょうか。

ておやりになるかということがございまして。まあ若干都道府県によりましてやり方は異なつておるものもあるようでございますが、その都道府県の助成に對しまして、それに対応して國が都道府県に對して助成を行うという考え方であつておる。それで、都道府県が計画を立てます場合には、やはり幼稚園の園数の数、あるいは學級の數、教員の數、園児の數といったようなもの、計画の要素に入れますと同時に、特に經常費助成の中の構成要素としては、大きい部分であります先生の給与につぎまして一応見込みを行ひ、かつ、その給与の伸びと申しますか、定期昇給分の伸び、あるいは給与改定等に必要なる伸びといったようなもの、ある程度見込みをつけて、積算をするというふうに従来もなつておりましたが、ただ、五十三年度給与がどのあたりに落ちつくかということ、まだはつきりいたしてゐないやうなもので、そういうものに対応してどういふやうなことになるかというところは明確には申し上げにくいのでござい

ます。ただ、先ほど申し上げましたのは、園児一人当たりの額がかなり伸びてゐるわけでございまして、これを単純に、給与の伸びがどのくらいになるかわかりませんが、比較しまして、かなりの部分吸収をできる程度に地方財政措置として手当てをしたんではないかというふうな考えでおるわけでございます。なお、ちなみに、これまたいま申し上げましたような事情で、推計でございまして、五十二年度につきましては、幼稚園の經常費に對しての國の財政措置は約二六・八％程度ではなからうか。五十二年度につきましては、これは推計でございまして、この方法論で明年度の財政措置を当てはめて計算をしてみますと、明年度は二六・八から二九・六程度にまで充実に充たれておる計算になるのではないかと、このように考へておる次第でござい

ます。

○粕谷照美君 そうですね、賃金が上がつても安心していられるというふうな文部省はお考えになりますか。

○政府委員(三角哲生君) 經常費の補助のための

ばならない。それならば、それなりに給与費が上がるわけですから、私幼の経営についてのは厳しくなるんだというところはだれでもわかるわけですね。そういう給与の伸びに對して見合うような額として、補助金が計算をされ、支給をされてゐるか、おつてゐるか、こゝんところをお伺ひしたかつたわけですね。

○政府委員(三角哲生君) 御質問の、給与に對してどのようによびておるかということに、正面から対応したお答えになるかどうかと存じますが、幼児一人当たりの財源措置として御説明申し上げますと、五十二年度におきましては、学校法人立につきましては、園庫補助と交付税措置とを合わせまして、一人当たり二万九千九百五十円という数字になつておりました。それから、学校法人立以外のものにつぎましては、これはこの措置の発足が一年おくれであつた関係とか、それから各都道府県でのこれまでの助成の経緯と申しますか、歴史的な経緯もございまして、学校法人立と若干扱いが異なつておりました、園庫補助と交付税措置とを合わせたものが二万八千七百五十円というふうな、若干額の上で差があつたわけでございます。五十三年度におきましては、これをいすれも共通にいたしまして、園庫補助と交付税措置とを合わせまして、三万六千二百円という金額にまで充実に充つておるという次第でござい

ます。

○粕谷照美君 答へになつていないんです。補助金が上がるということばかりでした。前進しているということもわかりました。教員の給与が年々よけいになるわけですね。長くいればいるほど高くなるわけですね。その給与を支払う側にしてみれば、教員の給与費というのが一番目につくわけですから、その伸びに見合うやうな実勢として出されるかどうか、単価の考え方そのものがやっぱり問題があるのではないかと、この指摘をしてゐるわけですね。

○政府委員(三角哲生君) 經常費補助の考え方でございますが、これはまあ所轄庁でございまして都道府県がどのような助成を、どういふ方法論を立て

ておやりになるかということがございまして。まあ若干都道府県によりましてやり方は異なつておるものもあるようでございますが、その都道府県の助成に對しまして、それに対応して國が都道府県に對して助成を行うという考え方であつておる。それで、都道府県が計画を立てます場合には、やはり幼稚園の園数の数、あるいは學級の數、教員の數、園児の數といったようなもの、計画の要素に入れますと同時に、特に經常費助成の中の構成要素としては、大きい部分であります先生の給与につぎまして一応見込みを行ひ、かつ、その給与の伸びと申しますか、定期昇給分の伸び、あるいは給与改定等に必要なる伸びといったようなもの、ある程度見込みをつけて、積算をするというふうに従来もなつておりましたが、ただ、五十三年度給与がどのあたりに落ちつくかということ、まだはつきりいたしてゐないやうなもので、そういうものに対応してどういふやうなことになるかというところは明確には申し上げにくいのでござい

ます。ただ、先ほど申し上げましたのは、園児一人当たりの額がかなり伸びてゐるわけでございまして、これを単純に、給与の伸びがどのくらいになるかわかりませんが、比較しまして、かなりの部分吸収をできる程度に地方財政措置として手当てをしたんではないかというふうな考えでおるわけでございます。なお、ちなみに、これまたいま申し上げましたような事情で、推計でございまして、五十二年度につきましては、幼稚園の經常費に對しての國の財政措置は約二六・八％程度ではなからうか。五十二年度につきましては、これは推計でございまして、この方法論で明年度の財政措置を当てはめて計算をしてみますと、明年度は二六・八から二九・六程度にまで充実に充たれておる計算になるのではないかと、このように考へておる次第でござい

ます。

○粕谷照美君 そうですね、賃金が上がつても安心していられるというふうな文部省はお考えになりますか。

○政府委員(三角哲生君) 經常費の補助のための

ばならない。それならば、それなりに給与費が上がるわけですから、私幼の経営についてのは厳しくなるんだというところはだれでもわかるわけですね。そういう給与の伸びに對して見合うような額として、補助金が計算をされ、支給をされてゐるか、おつてゐるか、こゝんところをお伺ひしたかつたわけですね。

○政府委員(三角哲生君) 御質問の、給与に對してどのようによびておるかということに、正面から対応したお答えになるかどうかと存じますが、幼児一人当たりの財源措置として御説明申し上げますと、五十二年度におきましては、学校法人立につきましては、園庫補助と交付税措置とを合わせまして、一人当たり二万九千九百五十円という数字になつておりました。それから、学校法人立以外のものにつぎましては、これはこの措置の発足が一年おくれであつた関係とか、それから各都道府県でのこれまでの助成の経緯と申しますか、歴史的な経緯もございまして、学校法人立と若干扱いが異なつておりました、園庫補助と交付税措置とを合わせたものが二万八千七百五十円というふうな、若干額の上で差があつたわけでございます。五十三年度におきましては、これをいすれも共通にいたしまして、園庫補助と交付税措置とを合わせまして、三万六千二百円という金額にまで充実に充つておるという次第でござい

あつてもいいわけですが、しかし、幼児教育を大事にしようというその國の方針から考えてみますと、私どもにしてみればこれは許せない行為だといふふうに考えます。

けれども、そのことはさておきまして、それではその学校法人化についてのこの認可基準の通知が五十二年の十月に出されましたね。一年余りたっているわけですが、各都道府県の進捗度というのはどんな状況でしょうか。

○政府委員(三角哲生君) 学校法人立以外の幼稚園からの学校法人化の数でございますが、四十九

年度中には五十園、五十年度中は六十八園、五十年度中は七十一園というふうに、学校法人に組

織がえをする幼稚園の数が徐々にではございますが増加しておりまして、なお五十二年度中にどのくらい学校法人化ができましたかにつきましては、現在まだ調査中でございます。

○粕谷照美君 この数字というのは、文部省が最初に考えていた数よりも多いというふうに考えていますか、あるいは少ないというふうに判断してよろしいでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) なかなか学校法人化を

いたします場合にも、いろいろ個々の園につきましては、それぞれの事情でございすとか、それ

からいろいろ片づけておくべき問題でございます
とかがあらうかと存じますし、したがいまして、
学校法人化をするということは、そう簡単なこと
でもないというふうに思っておりますので、これ

必ずしも多いとは思いませんが、なおこの五年間というものの年数が始まったばかりでございます

ので、今後はもう少しふえていくんではないかというふうには考えておるわけでございます。

なお、この学校法人化というものの数は、いま申し上げましたような数でございますが、新設のものにつきましては、これはほとんどが学校法人のものにつきましては、これはほとんどが学校法人立ということでできておりまして、たとえば五十

一年度には対前年に比べまして二百八十八園、それから五十二年の五月一日現在で、三百二十園が、前年に比べて学校法人立というものの幼稚園がと

えておるといふような事情があるわけでございます。

○粕谷照美君 新設はわかるんですけども、既設に対するこれは緩和基準のわけでしょう。ですから、それはどうであるかという質問をしたつもりでいたわけですね。私が「全法幼時報」によつてわかつたんですけれども、各県内で非常にアンバランスがあるわけですね。たとえば一〇〇%学法化したという希望の県は三重県、鳥取県、長崎県です。それから、その次一〇〇%までいきませんけれども、高い比率を示しているのが新潟、愛知、千葉、高知、北海道だと、こういうふうになっているんですが、その中で大変気になりますのは、愛知だとか千葉は高い希望の数字を示しているけれども、「補助金はもうただけはもらつておけの宣伝が浸透しているためとも考えられる」という言葉が記事にあるわけですね。このところであつたお伺いしたいんですけれども、五年以内に学法化しますと、こういう園は、五年たつてもしなかつた場合には何か罰則規定でもあるのでしょうか。罰則規定がないとするならば、そのお金は返してもらふことになるのでしょいか。もうい得で終わりということになるのでしょうか。

○政府委員(三角哲生君) 経常費の補助につきましては、学校法人立以外の場合につきましては、やはり所轄庁である都道府県が一々補助の申請を受けます場合に確認をして、将来学校法人になる意思があり、努力をする気持があるかどうかをチェックしているわけでございます。そういうことで助成をしておるわけでございますが、五年を経まして、学校法人にいろいろな事情でならなかつたという場合に、御質問の罰則というものはないわけでございます。

それから、それまで受けました補助につきましては、これはまあその後の補助は打ち切らざるを得ないと思つておりますが、それまで受けました補助につきましては、これは経常費の補助でございますから、毎年毎年の幼児の保育に充當しても

らう、そういう経費でございますから、これを返還をさせるということは考へておらないのでございます。

○粕谷照美君 そうすると、もうい得ということになるわけですね。五年間純然たる私立幼稚園でいつた場合と、私は学法化しますよと言つて、五年間ずっといつた、やっぱり学法化しませんと言つて、個人立幼稚園になつていつた場合とは、考へてみればもうい得ということになるのではないですかと聞いているわけですね。

○政府委員(三角哲生君) もうおなかつた場合よりは、もういつた場合の方が有利という意味ではもうい得ということかと存じますが、私どもはやはり所轄庁である都道府県がいろいろその園の運営のけじめ等はチェックをして支給しておるものでございまして、でございまして、究極その補助金の効果が及ぶのはやはり園児、幼児の方に及んでいくということであつて、ですから園児がもうい得になるということであれば結構ではないかというふうにも考へるわけでございます。

○粕谷照美君 そういふ理解しかないんですか。個人立ですつととて、六年目も個人立でいつた場合と、学法化しますよと言つて、相当の多額のお金になりますけれども五年間もらつていく、園児一人当たりでいふと、ですから、大変なんです。そして五年目からは個人立になつていつた場合と大きな差があるんじゃないですか。子供のところに返つていつたということについては、私は異議ありません。しかし、そのことによつて違ひが出てくるのではないですか。そうすればこれからは個人立の学校は、じゃあうちも学法化すると言つて五年間もらつて、六年目からはやっぱり個人立でいこうと、こういうことが宣伝されて、やられていくというふうにはお考へになりませんか。

○政府委員(三角哲生君) 私どもはそういう事例は期待したくないのでございます。やはり所轄庁が確かめまして、学校法人となる努力をするということで補助金の交付をするわけでございますから、

ら、できる限りの努力をしていただきたい。ただ、一つの社会的な営みでございますから、状況によりまして、いろいろ不可抗力的な隘路とか、そういうことでもできない場合もあるかと。そういう場合に果たしてしまふまでの補助金をどうするかということにつきましては、これはやはり日常の教育活動に充當されたものでございまして、それをさかのぼつて返還をさせるということは考えないということにいたしておるわけでございます。

○粕谷照美君 私もすべての幼稚園がそうであるというふうには理解をしていてはありませんが、けれども、この全法幼の資料を見る限りにおいては、補助金はもうただけはもらつておけの宣伝が浸透しているためとも考えられるというの、国民に対して非常に大きなショックを与えるわけですね。この辺のところは悪質なものがあると思つれば、私はやっぱり返還を求めざるべきであらうという考へ方を持ちます。しかし、そう言つても、そのときになつて、またいろいろな事情があつて学法になれない場合もあるでしょう。これは意図的なものではないわけですから、その場合については、あなたのおっしゃつたような答弁も納得ができませんけれども、その辺についての御討議を今後もやつていただきたいと思います。

さて、それではお伺いいたしますけれども、文部省自体はやっぱり学法化を指導しているわけですね。なぜ個人立よりも学法化がよろしいというふうには指導されるのですか。

○政府委員(三角哲生君) やはり学校教育法の基本原則として、私学は学校法人によつて設置されるということが前提になつておるわけでございまして、ただ御承知のように、幼稚園とか特殊教育諸学校につきましては、従前からのいろいろな事情もございまして、学校法人立以外のものも現にございまして、それから実際に運営もされておるわけでございます。そういうことで、まあ現状では両方を認めるということでございますが、どちらかと申しますれば、教育というものはやはり

継続性でございますとか、安定性でございますとか、そういうことが大事でございますので、そういう意味合いの上から、個人立でもそういうふうによつていつたいたくというところは多いと思ひますけれども、制度の仕組みとしては、そういう意味から学校法人の方が望ましいというところで、そういう基本的な立場でこれまでやつてきたわけでございます。

○粕谷照美君 りっぱな個人立があることも私も直接お伺ひして見ておりますから、その点については構わないわけですが、しかし原則的には学法化していくということが非常に重大であります。しかし、大事であるというふうによつて考へていふところであれば、なぜ学教法百二条、このところにある「当分の間」というものを削除をされたいのですか。いつになつたらその「当分の間」というものはなくなるのですか。

○政府委員(三角哲生君) これは当初からこういう規定がなされておるわけでございまして、「当分の間」というものを具体的にどの程度の長さで処理するかというところは、個々の法令とその法令が規定しております事柄の実態、それから見て、これは区々であると思ひます。ただいま御指摘の幼稚園の問題につきましては、現在のところ「当分の間」がいつまでであるかということについて、明確な見通しをつけたという状況にはないというふうによつて考へておるわけでございまして。

○粕谷照美君 そこがおかしいんですね。当分の間、たとえば幼稚園でございましてこれで百年ですけれども、「当分の間」が一体いつまで続くのですか。百年も二百年もまだこれから続くのですか。大変姿勢が悪いというふうによつて考へるんですよ。ですから、この「当分の間」というものを明確にしたいでございます。

それとあわせて、私は時間がありませんから大臣の御決意をお伺ひしますけれども、私立学校はいま局長がおっしゃつたように、学教法二条によつて、学法人の設置するものに限られると、こうありますけれども、幼稚園は学教法百二条で

「自分の間、学校法人によって設置されることを要しない」と、こうあるのです。だから、このところ矛盾が出てくるわけですね。このこと自体は私も民間の恣意に幼児教育をゆだねて、国家が国の責任において処していこうという姿勢が足りないからだというふうに考えます。この問題について大臣はどのように取り組んでいらっしゃるおつもりかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(砂田重民君) やはり幼児教育の場としての幼稚園が、ずいぶん昔から自然発生的に私立幼稚園で行われてまいりましたことは、これはもう柏谷委員も御承知、御認識のとおりでございます。その現実をみつめて「自分の間」という字句が入ったと思えますけれども、学校法人化するためにいろいろな困難な事情もまたありましたけれども、そういう困難な事情を克服するために、各都道府県が所轄庁として持っておりました学校法人化するための基準、学校法人として認可をいたします基準の緩和を図りました。公・私立幼稚園の適正な配置についての協議会を設けるなど、そのような方向で都道府県に対して指導、助言をやつてまいりましたので、私はやはり先ほど初中局長がお答えをいたしましたように、公立の幼稚園が計画どおりいかない、逆に私立の幼稚園が非常に計画以上の実績を上げてきている。これは一つは地方公共団体の財政の問題等もあったかと思えます。また先ほど管理局長がお答えをいたしました、交付税の配分どおり公共団体がそれを使っていない、このこともまた、各都道府県の経済事情もここ三、四年の大変な変わり方にも原因するかと思えますけれども、そのような事態は事態といたしまして、方向としては先ほどお答えをいたしましたような、法人化への問題点の緩和を図る趣旨の指導も都道府県に対していたしておりますから、これからの一層、自治省における交付税算定をより充実させていただくようにお願い、連絡をとりながら、私どもの助成金についても、充実強化を図りつつ、学校法人化への努力

をさらに続けてまいりたい、かように考えるものでございます。

○柏原ヤス君 私は、養護学校の義務化について、何点かお聞きしたいと思います。

来年—昭和五十四年四月一日から養護学校は義務化になります。義務教育は制度的に完成することになるわけでございます。で、この養護学校の義務化というのは、実質的にはすべての障害児に就学する機会を保障するということになる。すべての障害児に教育を受ける権利を保障するということになるんだと、こういうふうに思っています。そして、その対応すべき問題と文部省が取り組まなければならない点、こういうふうにご考えておりますが、この点いかがでしようか。

○国務大臣(砂田重民君) 養護学校の義務化の趣旨から、障害児に対して、可能な限り教育の機会を提供することに努めなければならない。すべての障害児に対してというのが第一の基本的な問題点でございます。また、そうあるべきと心得ております。

そこで、第二番目に問題になりますのは、やはり現実の問題として、その障害の種類、程度等からして、医師の診断等によりまして、治療に専ら専念をしなければならぬ、そういう必要があるために、学校教育を受けさせることが極端に申しますならば生命的に適当でない、そういうお子さんがおられることもまた事実でございます。で、いまの第一点の基本的な趣旨、第二点の現実問題、あわせてお答えいたしますと、画一的に就学できないお子さんはゼロであるというにはなりませんけれども、やはり何と云っても、第一番目に、お答えをいたしました義務制の趣旨を踏まえて、この養護学校の充実に努力をしてみたい、これはならないと、改めて肝に銘じて考えているところでございます。

○柏原ヤス君 そこで、養護学校義務化に当たりまして、政府は障害児を持つ保護者に対して、全員就学についての趣旨、これを漏れなく知らせる、不就学児をなくする努力、というのがまず第一にさ

れなければならない、こういうふうに思います。とかく障害児の就学ということについて消極的な保護者もある、こう考えましたときには、いま国が義務化に踏み切ったんだという力強い呼びかけ、そういうものはぜひ必要だと。文部省としてもお考えではあると思いますが、その具体策、これをお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(砂田重民君) やはりこの問題は保護者の方々に、十分の御認識と御理解をいただくなければならないことは、もう議論の余地のないところでございます。やはり第一義的には、養護学校の設置者でございます各都道府県の教育委員会において、その趣旨の徹底に最大限の努力をしていただくかなければなりません。そういう意味で、就学指導委員会等のことにつきまして、国がその経費補助をいたしましたのも、一つはその趣旨に基づくものでございます。同時に、本年五十三年度におきまして、心身障害児教育に関する理解を得て、その普及、促進を図りますために、保護者等に配布する小冊子を作成する経費を、五十三年度予算で計上いたしているところでございます。

○柏原ヤス君 もう少し具体的な広報が必要じゃないか。いまテレビもある時代でございますし、何かそういう点はお考えになっていらっしゃるんでしようか。

○政府委員(諸澤正道君) 現在までのところ、いわゆるテレビ、ラジオ等の機関を使ってということとは考えておりませんが、いま大臣がお答えいたしましたように、この小冊子をつくる問題ですけれども、これはやはり障害児の教育というものは、かなり詳しくこういう障害のお子さんは教育を受けるのが大切なんですよということや、やはり個々に、丹念にPRする必要があると思うのです。そこで就学指導委員会等をつくって、そういうことをやる。その際の資料としても、障害を持つておられる子供さんの親一人一人について、そういう趣旨がよくわかるような冊子をつくるという趣旨でございますので、当面それに力を入れて、私どもP

Rに努めてまいりたいと、こういうふうにご考えるわけですね。

○柏原ヤス君 次に、義務教育になれば就学義務の猶予、免除ということについての取り扱い、義務化以前よりは異なってくるのではないかと。当然異なつていなければならないと私は思います。その点についてお尋ねするのですが、規定には病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村教育委員会は就学義務の猶予または免除を行うことができる、というふうになっております。

そこで、この病弱、発育不完全、こういう点には、義務化になればそれなりに教育的な対応をしなければならない。何かの方法で教育すべきだ。就学義務の猶予、免除については、ここに言われているように、真にやむを得ない事由によって、教育的対応が不可能な場合に限って、猶予または免除の取り扱いをすべきで、この適用の基準を再検討すべきだと私は思います。

そこで、一例を申し上げますと、昭和三十七年の十月十八日付で、初中局長の通知第三百八十号が出されておまして、ここに猶予または免除についての指導がされてございますが、この中を見ましても、ここにございまして、(2)の中の白痴その他についての猶予または免除を考慮することの中で、「養護学校における教育にたえることができないと認められる者については」というようなことが、これは義務化されなければ、こういうところではもう当然検討の問題点だと私は思います。その他、児童福祉法などによる措置にゆだねることが適当だということも出てくるわけですね。向こうへ行くとやむを得ない。養護学校をつくって、全部そこに入れるということが基本的なたてまえならば、こういう点ももう少し検討すべきじゃないかと思えますので、専門的な再検討は当然なされると思えますが、その点いかがでしようか。

○国務大臣(砂田重民君) 養護学校教育の義務制

の趣旨からいたしまして、病弱、発育不完全、こういう子供たちに対して可能な限りこういう教育の機会を提供していくのが基本でございます。医師の診断等によって治療に専念をしなければならぬという、学校教育を受けさせることが適当でない最小限と申しますか、そういう医師等の判断から慎重な対応をしなければならぬという一部分の子供さんたちに対しては、そういう猶予、免除の措置に当たりましては、心身の状況を正確に把握をして、きわめて慎重に判断をするよう指導していかうとしていくわけでございます。また、できるだけ猶予措置でこれはやりたい、免除という措置は例外的な場合に限定する、そういう考え方に立ちまして、ただいま御指摘の三十七年の通達というものは、猶予、免除措置基準を含めまして再検討をいたすことにしております。

○柏原ヤス君 そこで、障害児の教育措置の判別、これが就学指導委員会の検討により行われ、そして教育委員会がこれを決定するという事になっていくように、この就学指導委員会、この委員会についてお聞きしたいんです。

まず、運営状況はどうなっているか。年に平均して何回ぐらい会が開かれているか、定期的にいつごろ開かれているのかというふうなことをお尋ねいたします。

○政府委員(緒澤正道君) 就学指導委員会は、五十三年度までには全都道府県に、それから全市町村をカバーする地域に設置される予定で進めておりますが、五十二年度にすでに設置されております都道府県、市町村の就学指導委員会の開催状況をみますと、都道府県の場合は年四・二回、市町村の場合は三・三回となっております。大体の開催の時期は十二月から一月、二月と、この辺の時期になっておるわけでございます。

○柏原ヤス君 この就学指導委員会の活動に対して、先ほど大臣からもこういうことをやっているという、大変御期待をかけていらっしゃるようなお言葉がございました。ところが、国の補助を見

ますと、非常に少ないわけですね。都道府県に対しては二百十八万円の半分、百万円足らず、市町村の場合には二十一万八千円の三分の一、約七万円足らずの補助でございます。そして、権威ある人たちは十人とか、十五人とか任命しているわけですね。これは一体どうなのかしら、余りにも少ないのじゃないか。就学指導の機会が四・二とか、三・三とか、これで果たしてこういうむずかしい検討がされているかどうか、私は非常に不十分だと思います。その回数が少くないというの、結局国の補助が足りないからだ、ぜひ予算の裏づけをもっとやっていただきたい、必要なメンバーが確保できるように、活発な検討ができるように、そして適切な就学指導ができるようにすべきだ、こう申し上げるわけでございます。

○政府委員(緒澤正道君) 確かにこの予算の補助単価は、御指摘のとおり、県の場合は事業総量二百十八万に対して二分の一補助、市町村の場合は二十一万八千円に対して三分の一補助、こういうことになっておりますので、補助金が少ないから開催回数が少ないのか、開催回数が少ないから補助金が少なくなるのか、ただ、五十二年度の実績をみますと、府県からの申請額の平均は百五十四万六千円、市町村は十九万八千円、こういうことになっておるわけでございますが、そういうことと、先ほど申しました回数程度ということになるわけであります。今後きめ細かく就学指導をさらに充実していくことは、私はこれは非常に大切なことだと思っております。市町村、府県の段階における、こういう面についての努力と充実とを見合ひながら、一層内容を充実するように予算の面でも努力をしてまいりたい、かように思うわけでございます。

○柏原ヤス君 この就学指導委員会の仕事は、先ほどお聞きしますと、十二月、一月、二月、その辺で開かれているようですけれども、就学の時期だけでなく、就学後において児童、生徒の発達とか、あるいは変化、あるいは転学、就学前の種々の教育相談にも応じられるように、非常に大事な

私は会であると思っておりますので、こういう会は常設の機関として必要だ、たとえばですけれども、特殊教育センターというような名前をつけて、専門的な教育相談機関としての整備、これがぜひ必要であると思いますが、この点いかがでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 先生御指摘の特殊教育センターというふうなものは、だんだん必要だと思っております。体に障害を持つ子供さんたちが就学をした後の問題として、このようなやわやわセンターというものを置いて、教育と医学と心理学との総合的な見地からの教育相談でございますとか、検査でございますとか、そういうことを行います特殊教育センターを、各都道府県に逐次置いてまいらなければならぬことだと考えます。ただ、就学指導委員会というものはこれと少し性格を異にする委員会と考えていた方がよいと私はもはや考えておまして、就学指導委員会については、もっぱら就学指導に専念をしていただく、就学した後のお子さんたちのためには、各都道府県に特殊教育センターというものを置いて取り組んでいく、こういうふうにしてまいりたいと考えているところでございます。

○柏原ヤス君 関連でございますが、障害児の幼児教育についてお尋ねいたします。障害を有する子供の場合は、特に幼児からの教育が大切だ、このように言われております。また、そこで、国の養護学校の幼稚部、この整備が計画されております。ところが見てみますと、計画の当初からその目標が幼稚部に就学させるべき該当幼児が二分の一というふうになっております。全該当幼児の二分の一、どうして二分の一というふうな目標を立てたのか、最終段階のときに二分の一、それを具体的に見てみますと、非常に大ぜいの幼児が入りたくても入れない、こんなような現状になるわけですね、どうして二分の一を目標にしたのか、その点いかがですか。

○政府委員(緒澤正道君) この四十七年から五十六年までの十年間に、いまおっしゃるように対象幼児の半分が入れるように幼稚部の整備を図る、

こういう計画を立てたわけでございますが、御承知のように、この養護学校教育というものは非常におくれておまして、障害児の実態を国で初めて調査したのも実は昭和四十二年でございます。その前は一体どのくらい障害のお子さんがあるものかということも明確でなかった点もあつたりしているわけですね。そこで、国としてはできるだけ早く義務教育部門の完成を図りたいと、こういうことを第一の念頭において整備をしてきたわけでございます。

そこで、幼稚部につきましても、できることから一遍に全部の整備計画を立てたわけでございますが、県の財政等を考えました場合、それは言っても、並行して幼稚部まで完全整備ということはむずかしいであろうと、こういうことで四十七年から五十六年間で半分を対象とすると、こういうことになりましたわけでございます。そこで、五十四年から御指摘のように、小・中の義務制が施行され、それに対応していま各県では小学部、中学部の整備を急いでおりますので、それが整備されましたならば、直ちに私どもとしても幼稚部の方にさらに力を入れて整備を図ってまいりたいと、こういうふうな考えをもちましてでございます。

○柏原ヤス君 そこで、この養護学校幼稚部の整備計画は非常におくれております。今後の見通しはどうなのか、またおくれている原因というものはどこにあるのか、それをお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(緒澤正道君) いま申しましたように、この十年計画のうち、昭和五十二年度までに四百四十五学級を整備する計画でありましたが、現実には五十二学級しかできていないということでございまして、これはまあ御指摘されたところでございます。その原因とするところは、結局この小・中学部に大部分の精力をとられておるというのが現実であらうと思つてございまして、養護学校小・中学部の整備計画につきましては、四十七年当時二百六十一校ありましたのを、さらに二百四十三校でしたかつくって、約五百校

を整備する計画でございましたが、その後やってみますと、そのような学校は大体一校の児童、生徒の規模を百五十人と抑えておるわけですが、これも、現実には、やはり百五十人規模の学校をつくりますと、子供の通学距離の問題等もあつてなかなかうまくいかない。そこで、規模は小さくても、もつとたくさんつくりたいかぬというふうな課題もありまして、いま非常に各県とも、どう配置で、どのくらいの規模の学校をつくるかというところについて、最後の配慮をしておるというふうな現状でございますので、繰り返しになります。その問題をまず一応のめどをつけてから、幼稚部の方に力を注ぎたい、こういうことで考えておるわけでございます。

○柏原ヤス君 次に、養護学校が義務化されますと、法令等に定められた程度の精神児、肢体不自由児、病児弱児は必ず養護学校に就学しなければならぬというところになるわけで、そうしますと、いままで特殊学級、普通学級に通学していた障害児も、養護学校に入れられるのではないかと、転校させられるのではないかと心配が一部の保護者にあるのを聞いております。こうしたことについては、機械的に行うのではなくて、障害児の立場、保護者の状態、いろいろ考へて、それこそ就学指導委員会など、専門的な機関でよく検討して、納得いくように、そして、混乱のないようにすべきであると思いますが、この点はどういうようにお考えでいらつしやいますか。

○国務大臣(砂田重民君) 養護学校の義務化というの、私も二つの義務があると考えているわけですが、一つは、やはり設置者が養護学校を設立をする義務、もう一つは心身に障害を持つているお子さんを就学させる義務、しかし、どこに就学するかというところは、それはやはり施設等も整い、専門的な教育を受けた、そういう教員がおられる養護学校に行かれることが一般的には好ましいことであると考えております。しかし、いま御指摘になりましたような、現に小・中学校に就学をしている、あるいは普通の小・中学校の特殊

学級で教育を受けている、そういう、どう申しですか、レファケースのお子様とでも申しますか、そういうお子様に対して、無理強いに養護学校に引き離していくというふうなことは考えておらないところでございます。やはり適切にその障害の種類なり、程度なりを把握をしていただきまして、いま通つておられる学校の御意見も聞き、御両親の御意見も聞く、そういうことを通じて慎重に各種の検査、調査などを行ひました上で、総合的な見地から就学なさる道を教育委員会でお考えいく、こう考えているわけでございます。原則は原則、レファケースの場合はレファケースの場合で対応していくべきものだ、さうように考えております。

○柏原ヤス君 それではもう少し念を押しておきたいのでございます。現在入つていられる特殊学級、普通学級に通学している障害児は、強制的には変えていかない、こう考えていてよろしうございませう。

○国務大臣(砂田重民君) 先生、それはもう個々のケースによるのではないでしようか。現在特殊学級に進んでおられて、そのまま特殊学級へ行く程度の障害のものである者、そしてまた御両親も特殊学級にそのまま通わせたいと思はれる場合も当然ございませうし、やはり特殊学級へ行くのは無理だなどというお考えの御両親もあるかもしれせん。それはやはりケース・バイ・ケースの問題であらうと思ふんです。ただ基本的なことは、いま先生おつしやいました無理強いというふうなことは考えておらないところでございます。

○柏原ヤス君 次に、養護学校と児童福祉施設との関係についてお尋ねいたします。

養護学校と児童福祉施設、この内容を比べてみますと、機能的に同じような部分が多いのございします。先日、東村山福祉園、これは重度精神児の施設ですが、そこを訪ねましたが、近くに清瀬養護学校をつくつて、そこへ通学させるというふうなことでございまして、施設から学校へ行つても、児童は同じことをやるやうなんです。一方は先生、一方は指導員という点では違ひますけれど

も、重度の精神児が特別変わったことをやるわけでもないわけですね。こうしたことを考えますと、両者の関係について、施設と学校のあり方について、これは調整できるところは調整していかねければ、教育と療育の効果というものはより以上上がらないのではないかと。より以上上げるための研究、調整というものは今後非常に大事だと、こう思ひまして、むだのない、そして効果的な方法が生み出されてほしいと思ひますので、お尋ねしているわけでございます。

○政府委員(館澤正道君) 重度精神の子供さんを収容するやうな児童福祉施設をどういうふうにお考えでいかうかというところは、先ほど先生が御指摘がありました義務化という場合に、すべての子供でございませう、児童福祉施設にいたきりで、その施設が何ら教育施設としての学校教育上の立場を持たない、どうしてもそれは園外に出てしまふと、こういうことになりませう。そこで、そういう場合に、いまの訪問指導というやうな形で、施設におる子供さんに対して学校の教員がこちらから出向いて行つて、養護訓練のやうな教育内容を教授するやうな方法もございませうし、それから、障害の程度によつては、いま申しましたやうに外へ出て、近くの養護学校へ通つていただくという方向もありませうし、児童福祉施設にもう一つ看板をかけて、何々小学校分校という形で、いわば二枚看板で、福祉と教育と混合的に運営するという方法もあるやうかと思ふのでありますが、それらの点につきましては、御指摘のやうにこれは画一的に考えてはやはりいけないので、それぞれの施設及びそこに収容されておる子供の状態といふものを考へて、どういうふうにしたら一番効果的であり、かつ公教育であるかといふことを考へなければいけないと思ふわけでありまして、御指摘のやうに、そういう点についてはよく各県の関係者に趣旨も徹底し、また努力も願つて、摩擦を起さないで運営ができるやうにひとつ努力をし

たいと、こういうふうにお尋ねでございます。

○柏原ヤス君 一言もう少しつけ加へさせていただきますが、摩擦を起さないでとおつしやいますけれども、養護学校の方は文部省、児童福祉施設の方は厚生省というふうな、管轄が違つてい

な、もつと話し合ひしてもいいんじゃないかと思はれることすら、話し合ひがされてないやうな現状を見ておりますので申し上げるわけで、文部省としては、じゃ厚生省のやうな関係の方ともよく話し合ひませうというその一言があつていいんじゃないかと思ふのでございます。厚生省と文部省と本当に話し合ひをすれば、もつとも効果が上がる、現場はもつとやりよくなるというところがいろいろな面でございます。それは御存じだと思ふんです。ですから上の方がやういふ点をもう少し何とかしようという姿勢が一番大切じゃないかと思ひますので、お聞きしているわけなんです。

○政府委員(館澤正道君) 御指摘の点は全くそのとおりだと思ふわけでございまして、私も実は厚生省の児童家庭局長とはその点でこの間もお話をしまして、お互にいろいろ問題を抱えて、なかなか理屈どおりにはいかない面もございませうけれども、今後もひとつできるだけ協力してやろうやというところでございまして、御期待にだけ沿えますか、できるだけ努力はしたいと思つております。

○柏原ヤス君 次に養護学校の適正配置についてお尋ねいたしますが、盲・聾・養護学校の建設には、地理的な条件などがありまして、いろいろと考慮をもつとされなきやらないという点がたくさんございします。恐らく土地の確保、こういう点で片寄つた配置になつていて私は思ひますが、これをできるだけ適正配置できるように、国の立場で配慮しなければこれはできないと思ひます。そういう点で、特殊教育の機関は都道府県が設置する義務になつておりますが、これも、たとえば

ですが、一定規模以上の大きい市とか町などについては、障害児の教育機関を設置できるような、制度上の検討をする必要があるんじゃないか、その場合盲・聾・養護をまた別々になくて、総合でつくるといふようなことも考えてもいいんじゃないか。

もう一つは、市・町・村立の場合も国庫負担率を都道府県並みに引き上げるといふような、まず財政上の措置を図るということとは絶対的な条件だと思ひますが、こういう点の配慮、これは検討されておりますでしょうか、またそれに対してのどんな御意見をお持ちでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) 養護学校の配置について、国が積極的に何らかの力を持って前面に出て、するということは、これまでいたしていいところでごさいます。まあ現実には各都道府県において、どこに養護学校をつくるかというその場所の選定から、土地の確保で非常に苦勞され、かつ先ほども申しましたけど、一県に養護学校をつくるということでも、そうたくさんはつくれませんからどうしても子供の通学距離との関係、あるいは寄宿舎をどうするかという配慮、そういうことを総合的に考えなければならぬんで、どこへどのぐらいの規模の学校をつくるかというのは、非常に苦心をしているように私は聞いております。

そこで、一般にこれは県立の学校であり、県の設置義務を有するものでありますから、國が直接関与する性質のものではないと思ひますけれども、私どもも従来からそういう個々のケース等については御相談に乗り、アドバイスをしつたりいたしておるわけでございます。そして施設の建設費の助成につきましては、御指摘のように都道府県の助成につきましては、御指摘のように都道府県が新設の場合三分の二補助ということにいたしました。したが、それをたしか指定都市まで三分の二ということにいたしましたわけでございまして、その線でおると、こういうことでございまして、五十四年度以降になりますと、そう新設の問題はたかさんを出てこないかと思ひますが、引き締

きいまと同じような考え方で、なおできるだけいろいろな指導、助言をして、適正な配置ができるように努力をしてまいりたい、かように思うわけでございます。

○柏原ヤス君 養護学校の教員の配置基準についてお尋ねいたしますが、その前に、養護学校の教員で腰痛の人がふえていると聞いておりますが、実態を掌握していらっしゃいましたら教えていただきますと思います。

○政府委員（諸澤正道君） 掌握しておりません。

○柏原やス君 障害の重度化、重復化、それに伴って常時生活介助を必要とするために、教職員の負担というものは非常に過重になっております。現場の先生方にお聞きしますと、本当に想像以上の負担になっているわけです。こうした先生方の健康状態に、腰痛というものはもう本当につきまわっている。非常にお気の毒だと思っております。そこで、介護的な業務の必要に応じて教員の定数をふやす、もう絶対これはふやさなきゃならない

と、現場へ行きますとどこもそういうふうになるわけです。で、この検討はぜひしていただきたい。する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 教員定数の長期計画

は、五十三年度で第四次を一応終わるわけでございます。その悉皆調査をいたしまして、その次の計画を立てるわけでございますけれども、この次の計画の中で、やはり養護学校の教員のことは、特に重点に置いて検討しなければならぬ問題と

心得ております。
○ 柏原ヤス君 ぜひお願いいたします。

また、医療、養護、訓練という養護学校における内容を考えましたときに、医師、看護婦、OT、PT、言語訓練、こうした専門職が絶対に必要だ、こういう声が、要望が非常に強いわけです。その点はいかがでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) 昭和四十九年度から五十三年度までの第四次の五カ年計画で、養護学校の教員配置について改善を図ってまいりました点は、一つは、学級編成の基準を一学級八人と、そ

れから、重複障害、重度障害の場合は五人というふうにしたわけですが、これも先生の教育活動を的確に行い、教育効果を上げるためにどのぐらいの学級編成がいいかというのが一つの今後の課題だろうと思います。

それから、いまの各種の職員を置く問題ですが、その一つとも言えようかと思うんですけれども、この五カ年計画では、手足の機能訓練とか、発声訓練とか、聴覚訓練とか、そういう各種の養護訓練を一つの教育活動として免許法上も位置づけ、それを担当する先生というものを特に肢体不自由児を対象とする学校等においては、たしか三名配置だったかと思いますが、配置をするというようなことをいまやってきておるわけですが、

学校の移動や、登・下校の際の介助をするための介助職員に対する予算補助というのは、こととして、たしか四百五十人分子算計上いたしました。が、そういう増員をいたしておるわけでございまして、今後はただいま大臣が申し上げましたようにいろいろな面から本当にこの養護学校の教育を一層充実するために、どういう職員をさらに置くような方向で検討すべきかということも、ひとつ十分検討させていただきたいと思っております。

○柏原ヤス君 次に、訪問教育の位置づけについてお尋ねいたしますが、在宅の障害児及び施設、入所児に対する訪問教育、これは教育方法、内容形態、教師の身分、処遇、学籍の有無、各県は

ばらの実態でございます。これはぜひ義務化になった養護教育でございますから、制度としての訪問教育の位置、これは明確にすべきであると思います。いかがでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) 確かに現在訪問教育をいたしております県においても、その対象となる子供を、学籍を持った児童、生徒としておる場合と、そうでない一種の社会教育的な教育活動としてゐる場合と両方あるようでございますが、義務化という見地からいたしまして、私どもはこれを学籍を持った児童、生徒として、いわば学校が中

向いて、学校教育活動をその家庭なり、病院ですと、こういう考え方で整備をしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。そして、その実際に教育する内容でございますが、現在大体訪問指導の教員を設置する場合の予算補

助の基礎となる考え方は、一人の子供について週二日、一回二時間程度の養護訓練を主とする教育活動ということにいたしておりますが、このような教育訪問指導のあり方につきましては、実は二、三年前にその実態を調べました、それを基礎にして考えてきておるわけでございますが、今後とも大体そのくらしいの方向で考えてまいりたいと思っております。そしてそれを担当します教師につきまして、これは現在、いま申しましたように非常勤講師の予算補助という形で実施をしておるのが大部分でございますが、この先生方をどうという身分にするかというようなことにつきましても、早急にひとつ詰めて、同じ方向を出したい、こういうふうと考えております。

○柏原ヤス君 特に訪問指導員に対する國の補助は、先ほどのような基準で、しかも一時間千四百九十円の半分、七百四十五円という本当にわずかなお金が國の補助として出されている。それも地方自治体でやったのを聞いて、それに似せてい

というような出し方だったらしいですね。いままで
ではそれでもやむを得ないとしても、義務教育と
いうふうに来年度からなるんですから、これを制
度的に整えるという点から、財政的にもぜひ検討
していただきたい。月額十万円程度で片時間の仕
事のような仕事としてやられているのが実態じゃ
ないかと、こういうふうに思いますので、その占
検討の必要を強く申し上げるわけです。その点に

かがでしようか。

○政府委員(諸澤正道君) 訪問指導の補助金は、いま申しましたように非常勤講師の手当という形になりますので、そうしますとどうしてもこれに予算の積算としては、一般のそういった職種の非常勤職員の賃金は幾らかということで横並びを考へますから、飛び抜けた予算を要求してもなかなか

か実現できないというのが実情だと思えます。しかしおっしゃる通りに、この仕事の非常に大事なところ、また適切な人を得なければならぬということもございまして、どういふふうな身分にして、どういふふうな処遇をするのが一番よろしいのかというところは、先ほども申し上げましたけれども、よく検討させていただきたいと思えます。

○柏原ヤス君 国立大学の付属養護学校についてお尋ねいたします。

国立大学の付属養護学校の重度、重複学級、これはどのくらい設置されているでしょうか。それから、寄宿舎を持つ学校はどのくらいあるか。スクールバスで通学させている学校はどのくらいあるか。この三つの点をお尋ねいたします。

○政府委員(佐野文一郎君) まず、教員養成大学学部の付属養護学校の設置につきましては、これまで鋭意努力をいたしまして、昭和四十六年当時十五校でありました養護学校が、五十三年度新設の三つを含めまして、五十三年度で三十七大学に三十八校の設置を見るに至っております。これらの付属養護学校での重度、重複学級につきましては、現在筑波大学の付属大塚養護学校に重複障害児学級を、これは精薄と言語障害でございまして、さらに筑波大学の付属桐ヶ丘養護学校にも重複障害児学級を設けて教育に当たっております。桐ヶ丘の方は肢体不自由と精薄でございまして、重度の者につきましては、これはだんだんに重度の者の入学がふえてまいっております。現在小学部では全児童の二一三程度がIQの三十未満の者、中学部におきましては全児童数の五五程度がやはりIQの三十未満の者ということに相なっております。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、付属の養護学校は、大学学部の特殊教育に関する教育研究へ協力をし、さらに学生の教育実習に当てる。それと同時に、公開授業の実施、あるいは研究発表会、研究紀要の発行などを通じて特殊教育の推進に努力をしている、そういうことでございまして。御指摘のように、研究に協力をするという面からしますと、重複あるいは重度の障害児を、積極的に受け入れて学級をつくっていくということが必要でございまして。また一方、学生の教育実習という点を考えてまいりますと、やはり多様な障害児というものを入学させていくという配慮が必要でございまして。いずれにしても御指摘の点は私どもも十分に配慮すべきところであると考へますので、いま申し上げましたような付属養護学校の目的を十分に考へながら、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○小巻敏雄君 それ以外の大学についてその後調査をされたのがあったらあわせてお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 五十二年度まではかなりの大学で補欠から寄付金を徴収するということが行われていたというように私は考へております。もちろんその実態を文部省が掌握しているわけではございません。五十三年度の場合は、全体の大学の状況を掌握しているわけではございませんけれども、傾向としてはやはり補欠から寄付金を徴収するということよりは、各大学ともできるだけこれを控えるような努力をしていると承知しております。具体的に御指摘をいただきました大学以外に問題になったものといういたしましては、大東文化大学で、五十二年度まで補欠合格で入学する者から寄付金を徴収していたという事実がございました。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のようによ、付属の養護学校は、大学学部の特殊教育に関する教育研究へ協力をし、さらに学生の教育実習に当てる。それと同時に、公開授業の実施、あるいは研究発表会、研究紀要の発行などを通じて特殊教育の推進に努力をしている、そういうことでございまして。御指摘のように、研究に協力をするという面からしますと、重複あるいは重度の障害児を、積極的に受け入れて学級をつくっていくということが必要でございまして。また一方、学生の教育実習という点を考えてまいりますと、やはり多様な障害児というものを入学させていくという配慮が必要でございまして。いずれにしても御指摘の点は私どもも十分に配慮すべきところであると考へますので、いま申し上げましたような付属養護学校の目的を十分に考へながら、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○小巻敏雄君 まず大学局長にお伺いをします。三月十八日の予算委員会、私大の補欠合格者に対する寄付金問題について、何校かについては調査をするというふうな答弁をいただいたというわけですが、その後調査をされた結果、またこれらの問題の寄附金の返却等について、具体的なあらわれ等があればお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘をいただきました大学については、各大学からそれぞれ事情を聴取をいたしました。共立薬科大学、大阪経済法科大学、追手門学院大学の三大学につきましては、学生募集要項に明示をしていない寄付金をやはり入学の条件としたと考へざるを得ない面がございまして。大学側は必ずしもそれは入学の条件としないことではないという趣旨を申しておりますけれども、しかし実態を見てまいりますと、やはり実質的には入学の条件となつていたというように考へざるを得ない面がございまして。したがってこれを廃止をするように強く三大学に対して指導をいたしまして、各大学ともこれらについて

ては明年度以降改善の方向で検討を申しております。

近畿大学につきましては、これは学生募集要項に明示をされているものでございまして。前回もお答えを申し上げましたように、寄付金というよりはむしろ学生納付金と考へるべきものでございまして。このような場合は、一概に入試の公正を害するとは決つてつけられない面がございましてけれども、一般的に申しまして、補欠の者からだけこうした形で特別の学生納付金をとるということは好ましいことではございません。今年度もできるだけそれはやめるようにということを、各大学に申していただいておりますので、これまた大学に話しまして、できるだけ廃止をするように指導をしております。そういう状況でございまして、やはり共立薬科大学、大阪経済法科大学、追手門学院大学につきましては、徴収をした寄付金を返還させるかどうかということにつきましては、これは私どもの方で返還を指導をするということとは考へておりません。やはり各大学の判断によつて自主的に対応されてしかるべきものと、かように考へます。

○小巻敏雄君 それ以外の大学についてその後調査をされたのがあったらあわせてお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 五十二年度まではかなりの大学で補欠から寄付金を徴収するということが行われていたというように私は考へております。もちろんその実態を文部省が掌握しているわけではございません。五十三年度の場合は、全体の大学の状況を掌握しているわけではございませんけれども、傾向としてはやはり補欠から寄付金を徴収するということよりは、各大学ともできるだけこれを控えるような努力をしていると承知しております。具体的に御指摘をいただきました大学以外に問題になったものといういたしましては、大東文化大学で、五十二年度まで補欠合格で入学する者から寄付金を徴収していたという事実がございました。

○柏原ヤス君 国立大学の付属養護学校は、教員養成のためにある学校だと思ひます。そこで、そこに就学している障害児は、むしろ重度、重複化の障害児であることが望ましい。ところが、先ほどお聞きしましたように、現状は軽度の障害児を就学させているという傾向のように思ひます。教員養成と関連して、国立大学付属養護学校の障害児の内容は検討する必要があると思ひます。もつと力のある教員養成をするために、やはりそこに就学させる障害児も軽い障害児だけを入れるんじゃない、そういう付属養護学校にしたい、すべきだと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のようによ、付属の養護学校は、大学学部の特殊教育に関する教育研究へ協力をし、さらに学生の教育実習に当てる。それと同時に、公開授業の実施、あるいは研究発表会、研究紀要の発行などを通じて特殊教育の推進に努力をしている、そういうことでございまして。御指摘のように、研究に協力をするという面からしますと、重複あるいは重度の障害児を、積極的に受け入れて学級をつくっていくということが必要でございまして。また一方、学生の教育実習という点を考えてまいりますと、やはり多様な障害児というものを入学させていくという配慮が必要でございまして。いずれにしても御指摘の点は私どもも十分に配慮すべきところであると考へますので、いま申し上げましたような付属養護学校の目的を十分に考へながら、今後慎重に検討してまいりたいと存じます。

○小巻敏雄君 それ以外の大学についてその後調査をされたのがあったらあわせてお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 五十二年度まではかなりの大学で補欠から寄付金を徴収するということが行われていたというように私は考へております。もちろんその実態を文部省が掌握しているわけではございません。五十三年度の場合は、全体の大学の状況を掌握しているわけではございませんけれども、傾向としてはやはり補欠から寄付金を徴収するということよりは、各大学ともできるだけこれを控えるような努力をしていると承知しております。具体的に御指摘をいただきました大学以外に問題になったものといういたしましては、大東文化大学で、五十二年度まで補欠合格で入学する者から寄付金を徴収していたという事実がございました。

○小巻敏雄君 それ以外の大学についてその後調査をされたのがあったらあわせてお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 五十二年度まではかなりの大学で補欠から寄付金を徴収するということが行われていたというように私は考へております。もちろんその実態を文部省が掌握しているわけではございません。五十三年度の場合は、全体の大学の状況を掌握しているわけではございませんけれども、傾向としてはやはり補欠から寄付金を徴収するということよりは、各大学ともできるだけこれを控えるような努力をしていると承知しております。具体的に御指摘をいただきました大学以外に問題になったものといういたしましては、大東文化大学で、五十二年度まで補欠合格で入学する者から寄付金を徴収していたという事実がございました。

○小巻敏雄君 どこですか。

○政府委員佐野文一郎君 大東文化大学でございませう。五十三年度からは正規、補欠にかかわらず、入学者全員に学費を一口以上引き受けさせることとした、そういう報告を受けております。

○小巻敏雄君 私に対して、あの質問以降手紙が寄せられたり、あるいは電話をよこされたり、幾つか情報が入ってくるわけですが、確かにその後追手門学院、あるいは近畿大学にもケースが出ておりますし、あのときは名前も挙げませんでしたけれども、摂南大学というふうなものも大体同様な状況にあった。これらで、この学内で決めて、申し出があった場合には寄付金を返却するというようなことを決めておられるところも出てきております。それらについても大学ごとになりまわちまわちであります。本当に厳しく努力をしてもなおかつ資金に苦しみと、よそもやることだからというので、まあよそ目では比較の権利のようにして安易にやっているとあるところもあると思うんですけれども、むしろ厳しいところでも、かなり努力をして返却の方向へ歩み始めている。たとえば摂南の場合には、三年以内に全廃をしますというふうな約束をした。初めは学内で一年以内といううことを事務局で言うておったが、内輪で苦情が出て三年にしようというふうな情報も聞くわけですね。しかし、経済法科大学なんかの場合には、途中から返すと混乱が起きるから、よかれあしかれことはやり抜くんだというところで、来年以降相談に乗ろうというふうな若干居直り型のところもありますね。

前大臣のときに取り上げたことのある大阪歯科大学なんかでは、その点はかなりクリアにされたと思えて、お気の毒なことですけれども、かなりお医者様の息子が合格しなかったとか、いまままでと違つて、医者の子弟の合格率が圧倒的であったのが、二〇％台になったとか、いろいろな変化があらわれてくることは事実であります。同時に、このことに対して、世論が妥当な措置を求めるなら、変化が出てくるというのを物語っておるわけでありまして、その点、寛容も時によりけりでありませうから、現にこうして努力をしておるところが、まあいわば正直者がばかを見るような格好にならないように、この点は筋を通して、それらの大学に対して御指導をいただくこと。これはやっぱり計画的に、いつまでにどうしたいと思ひますぐらいの答えは、調査をすると言われた以上は、御報告がいただけたようなところは、よく後まで見ていただきたいと思ひわけでありませう。幾つかのところで、この寄付金は全廃をして、学費は据え置きをしたというふうな大学も、これも納付金が多いところといまなお問題はありますけれども、電通大とか、大阪商大とかいうところでは、そういうような状況も報告を聞くわけでありませう。これらの問題を含めて一層御指導を強化していただきたいと思ひわけでありませうが、私は、前回予算委員会の際には、時間の関係もあって本間に学生の声や、父母の声を十分大臣にも御紹介することができませんでしたので、いま「二御紹介をしておくわけでありませうが、やってくる手紙なんかを見ると、どうしてもことし一年でもはうっておけないというふうなものがあります。これはわが党の委員長の宮本議員のところへ寄せられた手紙ですが、東京のものですね。高等学校であつても五十万円時代といわれる納付金、どのくらい教育上にも、あるいは生徒の心理的にも圧力になっておるかというふうなものがあるのです。私は私学の一教員ですが担任している生徒の実話です。」という書き出しで、妹がいて高校受験を控えているのですが、母親が学費の高私学に姉妹二人通わねばならぬ家計が耐えられない、おまえはぜひとも学費の安い公立へ合格してくれと毎日毎日妹に言うのを、私学に通っている姉が聞かされて、暗い気持ちになつて、自分は親不幸者だ、こう思ひ、さては妹が入学したら自分はますます肩身が狭いので、ときには妹が不合格であつてくれれば私の気持ちも楽になる、こういうようなことを教師に言うというわけですね。それでも高校へは行かねばならぬし、やらね

ばならぬわけでありませうから、こういう点はぜひとも実際の状況をよく承知をしておいていただきたいと思ひわけでありませう。

さらに、これはちょうど私の質問をした翌日の三月十九日の日付で来ておる手紙なんですけれども、入学辞退者には補欠入学納付金全額を返していただきたいと思ひのであります、こう言ひましても、サンケイ新聞の記事を見て「私共の家族もその様な被害に出会つた事をお伝えします」と、こうあります。そこで、手紙の要旨を紹介いたしますと、これは近畿大学受験の場合ですが、合格発表の前に大学から連絡があり、「あなたのお子さんは補欠合格で、学校協力金を納めるとすぐ合格通知を出しますが、」ということでした。他の大学も受けていますので待つてほしいと申し出たのですが、「すぐお払いくださいさなければ不合格になる」と言われて、権利を保留するため納入しました。その後他大学に合格したので、入学を辞退したのですが、三月末に呼ばれて、入学金は仕方ないにしても、前期学費及び協力金は全額返してもらえず、結局強制的に急がされて補欠合格の協力金の半額のみ返金してもらいました」と、こういうことでございませう。これももろなわなかつたよりは、はるかにいいでしようが、この人はもう一つの大学に入つて、またそこで学納金を払わなければならぬわけでありませうから、まことに厳しい状態になっております。教えたかたからかういう権利金のような姿で取つていくというふうなことは、少なくとも、こうして世論も波及をし、文部省でも指導されると言われる以上、一つ一つの大学の内容を明らかにすると同時に、計画的に、少なくともいつまでにどうしますというふうなことは明らかにしていただきたいと思ひわけでありませう。大臣、その点について御答弁を伺つておきます。

○国務大臣(砂田重民君) 御指摘の点は、二つの重要な問題があると思ひます。学納金でありませうとか、そういうものを含めて修学費が高いという問題が一つ。もう一つは、入学の選考に当たつての不正の問題、二点の御指摘があつたと思ひますが、いかなる事由であれ、金などが絡んで入学のときに選抜が不正であるということとは許されるべきことではございませう。それはもうすでに昨年私大御当局がみずから、社会的な批判というものがどれだけ強いものであつたかということを理解しておられると私は期待をいたしております、個々の具体の問題点につきましても、先ほど大学局長がお答えをいたしました方向で、今後公正が期せられるように指導助言を續けてまいる所存でございませう。

それから、学生の修学費負担が私学において非常に過大である、非常に大きなものである。これにつきましても、なお一層私学助成に力を入れてまいらなければならぬ。五十三年度予算は相当大幅な改定を実現することができましたけれども、引き続きなお努力をしてまいらなければならぬ、かように決意を新たにいたすものでございませう。

○小巻敏雄君 重ねてお伺ひをするわけですけれども、募集要項に書いてあれば補欠から余分に徴収しても強しくは追及できないというふうな、局長どうも言われておるようになつておるわけですが、これはあらかじめ発表される前に個人のところには手紙が来て、寄付金を出さなさい、そうでなければ次の補欠を繰り上げますというのですから、もし寄付に応じなければ結局成績の下位の者が上がるわけですから、これは明らかに、だれが見ても条件ということにならざるを得ないと思ひます。その点についても、大臣の方から包括的なお答えをいただいておりますけれども、ひとつ強化をして御指導をされることと、それからもう一つは、国庫助成の拡充という場合に、学費ストッパーをいくというふうな良心的な経営の努力を重ねておるものと、それから比較的気楽にいただこうという姿勢のものと、これらについて何がしか、努力をしておるものに対して手厚い補助の措置が

講ぜられるような方策がないものか、こういうことも多くの関係者から聞くところであります。結局のところ、学生数から補欠金が割り出されるわけでありますから、必ずしも、経営努力をすれば補助金が厚くなるという関係にはなっていないわけでありますが、こういう点について大臣の所見、募集要項に明記してあればいいのかという問題と、良心的努力に対する補助の優遇措置といいますが、少なくとも乱脈なものに対しては抑制をするということと、あわせてお考えを聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 初めに納付金の問題についてお答えいたしますが、入学時に納付すべきものについては、募集要項においてこれを明らかにすることが必要でございます。そういう意味で、公立薬科なり、あるいは大阪経済法科なり、追手門学院の場合には、募集要項に記載がなくて、実際上寄付金の納付が入学時の条件と認められるような形で徴収されておられるところにも問題がございます。それでは、募集要項に明記をしてあれば問題がないかといいますが、私たちは問題がないと考えておりません。ただ、学生募集要項に明記をし、いわばオープンで入学時の学生納付金として徴収をしているものは、募集要項にも記載をしない、いわばオープンでない形で徴収をされているものとは性質をはるかに異にするものであらうという評価はしているわけでございます。しかし、こういうものに付きまして、正規の合格者からは取らないで、補欠からだけ取るということについては、必ずしもそれを妥当とする十分な説明のつきかねる面がありますので、できるだけ補欠からの学生納付金の徴収ということも控えていただくように、各大学にお願いをしているところでございます。

○政府委員(三角哲生君) 経費補助の問題でございますが、これは助成の目的といたしまして、私立学校の教育条件の維持向上ということと同時に、修学上の経済的負担の軽減を図ることを目的としておるわけでございますから、個々の学校法

人におきまして、その健全な経営の上から可能であるということ、納付金の額が抑制されるというところは、補助の目的から申して好ましいことであらうと存じます。ただ、学校法人が学校運営に際しましては、いろいろな教育、研究上の必要な経費、さらには教員の給与をどうするかというような、いろいろな問題がございますので、やはりその意味での学校法人自体の経営努力というものも必要であると思っておりますので、一概にこの学納金を前年並みに抑えたところに補助金をふやすというように、直接的な運関係を考えているということもできないと思っております。この当分は現在考えております配分方式でいくのが妥当ではないかと思っております。

なお、経費補助が今後とも充実してまいりました場合、現在の配分方式を将来どのように改善するかということにつきましましては、なおその状況に応じて検討いたしてまいりたいというふうな思っております。

○小巻敏雄君 単純に学納金こととめたらふやすというわけにはいかぬでしょうね。二年分取り上げておいて翌年とめたら、高ければ高いわけですから。ただ、やっぱりランクをつけて配分をしておられるわけですね。水増し入学の極端なものなんかに対してはとめるというふうなことも行いうわけですから、一定要件、指導上の問題点を検討されて、こういうようなところには上積みがつくというところは、工夫をすれば方法もあるんじゃないかならうか、それに対する考えを大臣にも実はお伺いをしておきたかったわけでありまして、いかがですか。

○国務大臣(砂田重民君) 私学の助成は、私学振興助成法の精神に沿って、だんだん拡充はしてきておりますけれども、まだまだ完全に私学振興法の望むところまで達し得たとは、残念ながら言えない次第でございます。まずそこを達しますまでが第一段階だと思います。そこで、いま管理局長からもお答え申し上げましたけれども、やはり学生数に応じてりっぱな教育、研究が行えるだけの教

員をそろえていただいております大学に対しては、それなりの助成がいくわけでございますし、どうもそういう教員充足に余り熱心でないところには少ないわけでございますから、やはり教育、研究をりっぱにやっていただく大学、やうでない大学には補助金配分が現在でも格差がつけられておるわけでございます。また、学生定数をはるかに超えるような水増し入学を認めているようなところは、したがってまた教員とのバランスの問題がそこに出てまいります。もう御承知のとおり格差が助成でも行われているわけでございます。当面はただいまの配分方式で、私は私大御当局の取り組み方が反映された配分ができていると思うのでございます。当分の間はこの配分方式でいきたいと考えておりますが、冒頭に申し上げましたように、この助成が充実してまいりました将来の問題としては、御指摘のようなことで、もう一遍検討しなければならぬ問題が出てまいらう、かように考えるものでございます。

○小巻敏雄君 遠い将来と言われても、気の遠くなるようなことでは困ると思うんですが、御研究を鋭意お願いしたいと思います。

続いて、私はここで奈良県の近鉄あやめ池遊園地において、四月一日から六月十八日までの期限で、サンケイ新聞社主催による「ぼくらの平和博」という催し物が行われておるわけでございますが、その問題についてお伺いしたいと思っております。後援団体に防衛庁も入っておりますし、いわば子供相手の博覧会という姿になっておるわけでありまして、ここではあやめ池という遊園地の入口の正面の花壇の上に、戦車の現物が置いてあって、そして中に入れば小銃や、機関銃などの模擬射撃を子供にやらしたり、まあ自衛隊自身の、現職の自衛官もかなり出回って、自衛隊の資料等も配布をされながら、こういう民間の催し物に対して大いに乗り出してやっておるわけでございますけれども、どういふ状況で自衛隊、防衛庁はこれは協力をしておられるかということをお伺いします。

○説明員(月原重明君) 防衛庁といたしましては、防衛思想を周知することが、われわれの役所に課せられた任務でございますので、今回のものについてはその広報効果を考えまして、主として装備品等を展示しているわけでありまして、で、内容は航空機六機、戦車五両、装甲車四十四両等でございます。

○小巻敏雄君 これはサンケイ新聞社主催という遊園地の出し物で、入場料も取るわけでありまして、行くのは幼稚園、保育所の子供、小学校低学年、こういうところが主になると思うわけですが、まあいわば民間のこういう催し物に、現職の自衛官を大量に動員をされてやられるというのは、私はやや異様なことではなからうかと思うわけですが、基地でいろいろ展示をされるというふうな点について、これについては承知はしております、それをここで言っているわけではないんでありますが、何人ぐらゐ現職自衛官を派遣されておられるわけですか。

○説明員(月原重明君) 約二百名でございます。

○小巻敏雄君 これについて文部省の方に伺いたいと思っております。

名前が「ぼくらの平和博」、こういう名前がついておるわけでありまして、中身は現物のいまま言われたように車両、戦車、あるいはジェット機、これに戦車ミサイルの誘導装置のついたものと、いろいろありまして、ウェポンに見るスパイメカニズムというのを、子供の興味をそって、中に入れば照準を定めて模擬射撃もできるといふようなものであります。これは現地の学校、幼稚園等では、遠足の季節になりますと、あの遊園地というのは子供を連れて行くのに手近ですの、かなり平生から利用するところなんですよ。これは非常に波紋というのか、大きく言えば混乱を呼んでおるといふことが言えると思うわけでありまして、この問題については、日本の武装の問題については、政治的にも大きく、日本の社会で大きく意見の分かれるところでありまして、明らかに

行つてみますという、これは平和博というより戦争博というふうに書かないと看板に偽りがあるんじゃないか、言つてみればまさに戦争賛美に通じるのではなからうかというような意見を持つ方もあります。子供は素直に科学技術に対する好奇心と興味を持っておりますから何ですけれども、こういういわば判断力のない小さな子供に対して、国家機関が、たしかこれいまだ二百人と言われましたが、宇治駐屯の四十五連隊から二百人、こういうふうには自衛官を出動させて行われているわけですが、これに対して近辺の各県からは幼稚園、保育所で、公園の管理事務所等聞いてみますと、三百ぐらい予約がいておりまして、奈良県下ではこれを批判する人たちは、そこそこへ例年連れていく季節なんですけれども、まあ行かずにいこうという問題とか、いろいろあるわけなんです。こういう点について、教育的に見て、子供が遠足に行くような場所からような催しをする、それを国家機関たる防衛庁が、教育にもかかわり深いことですから、大きくタッチをしていくというふうな問題、あわせて、これに對して奈良県初め近県、三重県、兵庫、滋賀、こういふふうな県がこれの後援団体になつておるわけですね。私はこれも適切でないと思つておる。大阪府は、初め平和という名前がよかつたのか、後援団体になつて、途中取りやめておられますね、批判を見まして。大阪の言ひ分としては、防衛、戦争など、大人の意見対立があるものに対して自治体が推薦するというのはどうかと、こういうふうな言つて推薦を取りやめておりますが、いかがでしょう、大臣。こういうふうなものについては国家機関が後援をしたり、子供を動員するようなものとして適切であるのかという点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(砂田重民君) 奈良県のあやめ池で開かれております平和博覧会というのは、サンケイ新聞が、日本の平和と安全について理解を深めてもらふということを目的として主催をしております、防衛庁並びに近在の県が後援していると聞

いております。小・中・高校生などが任意に入場、観覧をしていられるようでございます。文部省といったしましては、学校教育におきましても、国を愛し国を守る心情やその知識、またわが国の平和や、わが国の安全の問題について指導をいたしているところでございます。

以上、私の、いま大臣どう思ふかとおっしゃいましたので、お答えにいたしておきます。

○小巻敏雄君 少なくとも集中して幼稚園、保育所、小学校の低学年がしばしば利用するような場所に、愛国心の涵養と、こういうふうな申しまして、いわば学校教育周辺のところでこういう催しがされるというのは、私は問題だと思つておる。大臣のお言葉ではあるわけですが、やっぱりこれを批判する人たちは国を愛し、これに對して中止を求める人もこの平和と子供の将来を案じておるわけでありまして。ひとつこれらの点につきましては、防衛庁とも話し合つていただき、検討していただきたいと思つておるわけでありまして、続きまして、時間もございせんので、次に、文化財の問題についてお伺いをするわけでありまして、

平城京左京の三条二坊六坪という遺跡が昨年発掘をされ、そして保存に当たるといふことになつておるわけでありまして。奈良時代の庭園遺跡、すなわち文化庁傘下の奈良県国立文化財研究所では発掘調査の概報という出版物も出してありますが、非常にみごとな庭園の遺跡ですね、遺構が発掘をされておる。私は、文化庁にこれの史的価値といふのはどういふものであり、今後この保存についてどう考へておるのか。特に県の文化財保護の審議会でも、昨年の三月史跡指定すべしという決定をやつておられますけれども、これを文化庁として指定されるのか、されるならばいつ告示をされるのかというふうな点について、お伺いしたいと思つておるわけでありまして、

○国務大臣(砂田重民君) 指定の件は私からお答えをいたしておきます。

て重要なものであると考えております。文部大臣から文化財保護審議会に諮問をいたしまして、昭和五十一年の十二月十日に、同審議会から特別史跡に指定すべき旨の答申をすてに得ております。現在この遺跡の所在をいたします土地につきまして、奈良市が郵政省から昭和五十二年度から三年計画で、文化庁によりまして国庫補助事業として買取りする方針が定まりまして、昭和五十二年分につきましてはその土地の売買の契約が成立をいたしておると聞いております。遺跡地全体につきまして、奈良市によりまして取得の手続等が確定をいたしましたならば、可能な限り早い時期に特別史跡指定の手続を行うこととしておりますが、五十二年分から三十九年計画と申しますと、五十四年度までになるわけですが、最近聞いておりますところでは、五十二年、五十三年度で奈良市が郵政省から買取りしまして、五十四年度分は当初予定をしておりました残り、奈良市の地域自治体の公社が先行取得をするという話が郵政省とはほどできたやうでございますから、五十三年度中には土地の問題も一切解決される見通しになつてきておりますので、もうこの数カ月を出さずして指定ができるのではないかと考えております。

○政府委員(吉久勝美君) 大臣の御答弁になりました残りの御質問につきまして御答弁をいたします。

まず、御指摘の遺跡の歴史上の価値でございますが、この庭園遺跡は奈良時代初期につくられた苑地を伴う庭園遺跡でございます、日本様式を有する庭園といつたしましては、これまで発見されたもののうちで最も古いものであるわけでございます。しかも苑地の遺構につきましては、その保存状態がきわめて良好であるわけでございます。指定すべきものであるといふことで、すでに文化財保護審議会に諮問をいたしまして、その御答申を得ておるわけでございます。

保存についての考え方でございますが、この庭園遺跡がそのようなものでございますから、保存につきましてはその遺跡のままで保存するというよりは、むしろ昔の状態に復元をして保存するのが適切ではないかという考え方を基本といたしておるわけでございます。したがって、奈良市の方でこれを取得しました後、史跡の指定をいたしまして、その後はたとえば苑地につきましては必要な整備を図り、そのほか植樹をするとか、あるいは池に水を引くとか、あるいはこの苑地の周りにこれを觀賞した建物の遺構も出ておりますので、必要な建物の整備を図るなどいたしまして、昔の状態にこれを戻しながら、したがって、その意味では公開活用等を広く考えながら、保存整備をするというふうな考え方をとっているわけでございます。

○小巻敏雄君 そうすると大体買取りのめどは、奈良市でもって三年計画であつたのを、繰り上げて今年度じゅうに完了できると、少なくともこれは郵政省の持ち分であつた範囲はでしようね。そういうことになりましたと、大体史跡として指定をする条件はおおよそ整つたというふうに見るわけですから、もうあすにも史跡指定を行われるというふうにお聞きしていいわけですか、告示の予定日取りは。

○政府委員(吉久勝美君) 大臣先ほど御答弁のうちに、基本的な手順につきましては一通そのめどはついたわけでございます。したがって、私もどもといたしましては、なお事務的な手続を終え次第、できるだけ早く告示の運びにいたしたいというふうな考えでおるわけでございます。

○小巻敏雄君 いつごろになりますかね。

○政府委員(吉久勝美君) これにつきましては、これからの事務手続もございまして、明確には申し上げかねますが、大臣が先ほど申し上げましたように、数カ月を出ない範囲内でできるのではないかと、数カ月に考えております。

○小巻敏雄君 指定の際には範囲の問題もあるんじゃないかならうかと思つておるんですが、この遺構は平城京の条坊に従つて存在をしたものでありますし、ここにはたしか隣接をして道路の跡等について民

有地があるわけですね。これについても当然あわせて、この遺跡の関連部分というのは指定をされるものと思うわけですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(吉久勝美君) たいだいま先生御指摘の民有地につきましては、私どもも相なるべくは民有地を含めて指定をいたしたいということで考えております。

で、いろいろ奈良市等におきましても検討をお願いをいたしたところでございますが、この点につきましても、なお、いわゆる地権者の方々の御了解等も得る必要がございますが、それらの御了解を得る間に、いろいろ時日が経過したすのものと、うかというところで、現在のところでは、それらが来るべき指定の時期までに間に合わないというところであらば、一応それは後で追加指定するという考え方で、とりあえず郵政特会から奈良市が買取する予定のところにつきましても、指定を急ぎたいというのやむを得ないかと存じておるわけでございます。

○小巻敏雄君 そうすると、第一次として郵政省跡を、数カ月を出すというふうになるわけですから、秋を待たずしてこの夏にやうぐらいに指定できるであらうということ、民有地については、今後の状況を見ながら、いずれ可能な限り条件を整えて指定をしたい考えだと、こういうふうにお聞きをしてよろしいわけですか。

○政府委員(吉久勝美君) 大体そのような方向で努力したいと思っております。

○小巻敏雄君 民有地ということになれば簡単でない点はあるでしょうが、少なくともこれを指定しておけば、文化財保護法の五十七条によつて、調査の問題その他についても条件がつくわけですし、その点はお進めいただきたいと思うわけですが、この問題で、関係者の中に一つの心配があるわけですね。復元保存ということになってくれば、次第にプランも出てくるでしょうけれども、もともと郵政省が電話局を建てようとして、そのために発掘調査を始めたものであり、奈良市が買取し

た後、ここに遺跡を破壊するような建築物等をやるのではなからうかという点について、かなりの懸念をされておられ、また市長の方でも、少なくとも遺跡に関する便益施設とか、公開活動のための施設とはちよつと考えにくいようなプランも立てられたかに聞いておるわけですが、その点についてはいかがですか。

○政府委員(吉久勝美君) その点につきましても私どももいたしましての考え方を申し上げたいと思ひますが、この庭園遺跡の保存につきましても、これを旧状に完全に復元をいたした上で保存し、あるいは公開活用を図るのが適切ではなからうかと存じておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、植樹だとか、あるいは水を引き入れるというふうなような整備をするための管理をする施設等が当然必要になってまいりますし、また水を給排水するための機械室等の整備も当然必要になってまいりますわけでございます。また公開活用を図るとするならば、若干の方々の集客室、あるいは便益施設等も必要でございます。いまし、あるいは、この庭園遺跡からは木簡その他の出土品もあるわけでございますので、この庭園の公開活用にあわせて、そこから出土した土品等の展示もあわせ行う施設も建てたい、また建てる必要があるのではないかと考えておるわけでございます。この庭園遺跡の中に、そのようなための必要な範囲内のものでございまして、これを整備することによつて、庭園遺跡としての公開活用なり、あるいは管理保存等が適切に行われるような措置を別途考える必要があらうかと存じておるわけでございます。

○小巻敏雄君 あわせてお伺いをするわけですが、最近これまた和歌山県の根来寺のところへ農道拡張工事を行つておられる。ここで発掘調査が行われた結果、これも非常に史料価値の高い遺跡が発掘をされておるといふことでもあります。私も現場へ行つて見たわけですが、いまはもううかがう由もない過去の巨大な地域の中で、どこを掘つても、掘った場所から、秀吉に焼かれた跡と

いうのですか、焼け土が出てきて、その下に整然と過去の遺跡が発掘をされるというふうな状況もあるわけですね。多くの一定の地域がいまもお寺の持ち物ですから、お寺の財産でありますけれども、少なくとも農道関係で発掘されたところから出ておるこの遺跡、遺構というのは、学者先生に聞いてみますと、これは朝倉遺跡よりも史料価値は低くないのだというふうにも言われるわけでありまして、これについての保存、さらに農道拡張工事との関係、農道の迂回等について、そして史跡指定の問題、こういう点についてひとつ簡潔にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(吉久勝美君) 御指摘の根来寺と農道との関係につきましては、和歌山県教育委員会ですでに昭和五十一年度から遺跡の分布調査を実施し、昭和五十二年年度から国庫補助で予定地の発掘調査を実施をいたしておるところでございます。また、いろいろな寺坊の関連遺構等と比較的良好な状態で検出をされておる状況でございます。したがって、私どももいたしましては、この根来寺の重要な歴史上、学術上の価値に従ひまして、農道につきましても、現在和歌山県教育委員会と農道の施行者である県の農林部との間で、その取り扱いについて協議を行つておるところでございます。

私どもの考え方といたしましては、農道につきましても、これを拡張する部分と、道を新設する部分とがあるわけでございます。拡張する部分につきましても、その道に接していろいろな根来寺の遺跡が出てまいっておりますので、これらにつきましても、工法を変更して、遺跡を破壊しないような工法に変更せよというふうな協議をいたしております。

それから、最も問題の新設部分につきましては、いろいろな遺跡が今後発見が予想されるところでございます。このところ、農道を新設することには適切ではないという考え方で、路線の変更を現在協議をさせているところでございます。主要な遺跡を破壊しないように他の方向への路線の変

更に協議をいたしておるところでございます。このような協議は、県教委と県の農林部との間で近く間もなくまとまるような報告に接しております。この状況を文化庁で十分見ました後、それが適切なものであれば、それによつて農道の今後の工事を施工するように指示をいたしたいというふうに考えます。それが適切でなければ、さらに協議を続行いたします。この重要な根来寺の遺跡が十分保存されるような農道の施工にいたしたいと考えるわけでございます。

なお、この根来寺全体の遺跡は、実は現在の根来寺よりかなり広域なわけでございます。これは先ほど先生御指摘のように、非常に室町末期におけるところの、戦国大名に匹敵するような大宗教教団の遺跡の規模等をあらわすところの重要なものでございます。私どももいたしましては、将来指定する必要があると考えるわけでございます。ただし、指定をする場合につきましては、その範囲を確認をするとか、あるいはかなり民有地にも及びますので、それらの地権者の方々の了解等の手続も必要になってまいりますので、これが史跡指定をいつするかにつきましては、なおそれらの検討との関係で、いまのところは明確ではございませんが、本年度、五十三年度から和歌山県教育委員会におきまして、それらのマスタープランをつくるための委員会を県で予算化をいたしまして、開始をするように相なっておりますので、それらの委員会における検討との関係を十分承知しながら、文化庁としても保存の方で指導してまいりたいというふうな考えをわけでございます。

○小巻敏雄君 現地を見まして、現地の方々の希望をいろいろ聞いてまいったわけですが、文化庁でもこれらの希望を聞き取られて、農道迂回の問題についても、適正な助言を与えられているように私も見てきたわけですね。しかし、現地の発掘作業の状況などを見ますと、社団法人の何か現地の研究者、同好者の方々による努力で、予算は文化庁の方で今度補助金をつけてもらつておりますが

れども、いま精力的に進められておりますけれども、今後の問題についてはかなり悩みが深いようですね。奈良の場合であれば、国立文化財研究所がすぐそばにありますし、遺跡の処理についても、実績もあるわけですけれども、実際これをやろうとすると県持ちになって、県としては文化財保護法も新しくなったんだけれども、その後の措置については、必ずしもこの交付税の積算の中に小人数のものをもらっておる程度で、県としてはみんな単費持ち出しになるというようなことについて悩みがあるようにも聞いておるわけです。この点について、後々のこれを取り扱っていくあり方と、それについての人材というようなものについては、いま国ではどれだけの手当てをしており、今後県と協力してやるならどうすればいいのか、こういう点ひとつお伺いしておきます。

○政府委員(吉久勝美君) 先生御指摘の問題につきましては、前々から、文化財保護法改正問題の前後からも、いろいろ御指摘をいただいておりますのでございまして、私どももいたしましては、現在の体制下におきましては、都道府県教育委員会の発掘体制を整備するというのが基本でなかろうかということで、その財政的な保障をいたしましては、地方交付税で毎年度財政保障をしていくということと対処をいたす傍ら、都道府県がいろいろ定数化をいたしても、必要な人員が確保できないという問題もございまして、昭和四十九年度から、奈良文化財研究所に埋蔵文化財センターを付設をいたしまして、ここで計画的な養成を図るということを実施してまいっておるわけでございます。現在までのところ、都道府県、市町村合わせまして、約千二百名の埋蔵文化の専門職員が確保できておるわけでございますが、これとても開発事業等が急増する中で、十分な体制ができていとはまだ考えませんが、今後とも都道府県、市町村と十分な話し合いをしながら、専門職員の確保をしてまいりたいと思うわけでございます。

なお、最近埋蔵文化財調査センターというよう

な施設も、特に国庫補助をいたしまして、都道府県、大きい市あたりに設置を勧奨をいたしておるわけでございまして、このようないろんな対策を講じながら、埋蔵文化財調査専門職員の定数増、調査体制の整備の努力を今後ともいたしてまいりたいというふうに考えるわけでございます。

○小巻敏雄君 和歌山県で聞いてみますと、交付税として国で見ておるということになっておる数は、県で七人相当かと聞いておるんですが、市町村にもいるとしても、県教育委員会がやっぱり中心になるわけですけども、文化財担当と文化担当といふのを合わせての数でありますね。文化担当と言えば天然記念物もあれば、モダンバレミみたいなことを扱うのもあって、それで七人とか八人とかいふ人数の積算というのでは、今日の状況にそぐわないのではなからうかと思ひますし、ひとつ予算方面では大臣一層の努力を傾けていただきたいと思いますすが、いかがでしょうか。

○**國務大臣 砂田重民君** 全国的に開発がすすんでゐるから、それに伴つてこのような遺跡が発見されてくることも数多くなつてまいらうと思ひます。特に人の確保の面等につきましては、都道府県の財政負担ができるだけ軽く済みますように、一段の努力を続けてまいりたいと思ひます。

○**有田一寿君** いただいた時間がわずかでありまゝすから、別に質問についても私御通告は申し上げておりません。文部大臣の徳育の初歩的な問題について、お考えを伺いたいと思うわけでございませう。

教育のことを英語でエデュケーションと申しますが、いわゆるエデュースというのは引き出すこと、だから人間の持つておる中のものを引き出すのが教育だと思ふんですが、そのときに何を引き出し、何を引き出さないかという選別の問題が教育の始まりであらうというふうに考えますが、その何を引き出さないで眠らせておくかということ、これは人間の心の中に、もう眠らしておいた方がよいというものもあるだらうと思ふんです。眠らしておく、あるいは片一方引き出すという、

この分かれ目のところが徳育だろうというふう
に考えるわけですが、それについて、全く初歩的な
ことで恐縮ですが、大臣はどういうふうにお考え
でしょうか。そこから伺いたいと思うんです。

○国務大臣(砂田重民君) 大変基本的なことでご
ざいますから、全く同感ですと申し上げるしかな
いと思うんですが、有田先生が御指摘のように、
やはりエデュース、何を引き出すか。人の心の中
にはいろんなものがある。ただ、私考えますのに、
やはり人の心というのも、年をとるに従って変
わつてもまいりましようし、人それぞれ個性的に
持っているものもございましようし、何を引き出
して、何を眠らしておくかということの、そのの
選択は大変むずかしいことであらうと思いますけ
れども、やはり先生御指摘のことに私は同感でご
ざいますと申し上げておきたいと思ひます。

○有田一壽君 基本的な考えの中にすべてを引き出すべきである。言いかえれば、そこに作為だとか、抑えつけておくものとか、そういうことをせざるに、人間の持つておるものを正直にそのまま引き出すのがよいんだという主張もあると思います。ただ人間は社会的人間になるというのが一つの目標でありますから、社会的人間になるためには社会的なひとつの伝統、仕組みのようなもの、あるいはルール、エチケットのようなものがある。そうすると、これを子供のときからその社会に適應しやすいうようにしておくことが、これが徳育だと思ふんです。いま御指摘のように、時代とともに変わるだろうと思います。それは社会そのものの

が變わるわけですから。しかしながら、どんなに社會が變わろうとも、あるいはイデオロギーで社會主義社會、あるいは自由主義社會、その區別はあろうとも、いづれにしても時代と場所を超えて人間が共同生活を営んで、社會的人間として生きていく限り必要な最低のルールというか、モラルというものがこれは必ず必要であらう。だから、これにイデオロギーの色がつきますと、また時代的な色がつき過ぎると、これは甲論乙駁議論は果てしないと思いますけれども、いま申し上げました

ようなぎりぎりのモラルミニマムというようなもの、これは私はどの国でも教育に必要だと思うんですが、特に自由主義社会の場合には必要ではないかと思ひます。もつと言へば、それは何だと言へば、禁止規定と奨励規定と二つのものであらう。何をしてはいけません、何はしない方がよいという禁止的なものと、老人に席を譲りましょうとか、弱い者を助けましょうという奨励的な規定と、この二つで構成されるものと思うんですが、これのまたぎりぎりのところのものを、私はやっぱり児童憲章というか、名前はどうでもいいんですがけれども、道徳教育の基本に据える必要があるのではないか。それについて、いやそういうふうの児童憲章だとか、守則だとかいうものはなくとも、道徳教育は指導要領で示されたとおりなされておりますと、おるんですよというふうに、大臣現在的小・中・高の教育を見てお思ひでしょうか。率直なお感じを述べていただきたいんです。

○**國務大臣(砂田重民君)** 有田先生が御挨拶のとおり、私もまたモラルのミニマムと申しますか、これは人間が本来持つていべき基本的な倫理観、こういうものは昔も今も、また国の東西も南北も変わりがないものである、かように考える点は同じように考えるわけでございます。

そこで、時代とともに変わりますモラルもございましょう。しかしいま申し上げた基本的なものは、もう古今東西を問わず変わらざるもの、永久に変わらざるものであって、変わっていくものと、変わらざるものを見分けることが、私は今日

こで、いまでも先生端的に児童憲章というものを制定をする、そういう考え方に立たなくては行けないではないかというこの御発言がございまして、いんではないかと。いんのことの御発言がございまして、いんではないかと。いんのことの御発言がございまして、いんではないかと。

たけれども、いまの学習指導要領で、いつまでたあれてよしとしていくかどうか、私は問題点は、学習指導要領に基づいての時代の古今、また、場所の東西を問わず、変わらざる人間本来が持つべき、一番基本的な倫理観というもの、学習指導要領に基づいてどう工夫されて、児童、生徒たち

に教えられているか。そのこと自体にあるとすれば問題があるのではないだろうか、こういうふう
に考えるものでございまして、それを克服するた
めに児童憲章というふうなものが必要であるかど
うかは、これはきわめて慎重に、これから取り組
まなければならぬ文部省としての一つの非常に
重要な問題であると考えております。

○有田一寿君　そういう守則もしくは児童憲章と
いうようなものを設けた方がよいが、設けないが
よいが、また設ける必要がないかということでは
ね。もっと裏返しに言えば、いまの行われて
おる指導要領に基づく現在の徳育の体系の中で、
十分とはいかずとも、これでお互いが考えておる
徳育というものは行われ得るということであれ
ば、これはもう私はどちらでもよいと思ふんです。

ただ私は、どうも指導要領にも盛られておる、た
だしそれが実際に行われるところで、大臣が期待
しておるような行われ方がしていないのではない
かというふうな不安がある。言いかえれば不信感
もある。だからもう一歩進めてもいいのではない
か。ただしそれが逆効果になるというのなら別で
すけれども、そういう必要性があるのではないかと
いうことを考えるのがね。たとえば自分の
ことは自分でし、人に迷惑をかけないこととか、
心身を鍛え、正直でよく働き、絶えず努力をする
こと、あるいは三番目に、親兄弟を大切に、友人
に思いやりをかけよう、あるいは次に、譲り合い、
助け合い、親切にすること、それから感謝と奉仕
で平和な住みよい日本をつくらう、それから、自
然を愛し、世界じゅうの人々と仲よくしましう、
あるいは老人、病人、体の不自由な人にはできる
限り援助をしようとか、以上のような、たとえば
その程度のことでは、先ほど申し上げた本当のぎり
ぎりの人間が生きていくために大切な、しかも必
要なことだろう。これを子供のときからやっぱり
教えておくことは、子供の将来を考えたときわれ
われの義務ではないか。それを物わかりがいいよ
うに自由だということと伸び伸びとさせなさい
かぬというふうなことではうっておくことは、他

日その子供の将来にかえって不幸をもたらすので
はないかという感じさせざるわけです。したがっ
て、この方法につきましても、いま大臣お話しご
ざいましたように、どういう方法がいいのか。ただ
これ、五年、十年、十五年と研究してと言いま
すけれども、毎日毎日子供は育ちつづつあるわけ
ですから、いやそれはいまのままでいくならまだ五年
ぐらいいくんだとか、いややっぱり早急にひと
つやってみようとか、何かここで態度決定を
この場という意味ではありせんけれども、そう
遠からざるうちになさる必要があるのではないか
というふうに考えるわけです。

それから、この国家主義教育というものと個人
主義教育というものについてのお尋ねですけれど
も、国家主義教育というものは、先ほどのエデュ
ケーションの中のエデュケーションするものの選択と、今
度引き出されたものに対して、それを教育学で言
うビルディングというのですか、色づけしていく
ということ、これを国家がやる。国家が強い意思
を持って行のが国家主義教育で、それをやらな
いのが個人主義教育だと思ふんですけれども、と
ころが、国家主義教育といつても、全然個人の福
祉だとか、未来とかを一切考えずに私はやって
いるのではないと思ふんです。国家といえども個人
によつて成り立つておりますし、国家と個人がそ
れほど相対峙すべきものではない。それから逆に、
個人主義教育といつても、これは国家が明る
い繁栄した国家にならなければ、国民の一人一人
も幸せにならないわけですから、個人主義教育と
いえども、やはり国家の中における個人であつて、
そして国家を通して世界に結びついていくとい
う、それだけのことであつて、一般に言われるほ
ど国家主義教育と個人主義教育とは違つたもので
はない。ただ、一断面を切つてみれば違つたとい
ふことであつて、少し時間をかけて見れば、私はそ
う違つたという気がするわけです。したがつて、
どちらであるにしても、一人一人の子供が必要
なしつけ教育から始まつて、徳育的なものは身に
つける必要が必ずありはしないか。その方法論に関

してはもうしつこいからこれ以上申し上げませ
んけれども、ほつておいていいものではない。そし
て、新聞等で子供が親を殺したとか、中学生が母
親に暴力をふるつたとかいうようなことが、もう
ほとんど毎日のように紙面にありますが、そのとき
それだけをとり、これは教育の欠陥だといふ
うな新聞の論調がありますね。それから社会心理
学者もそれらしきことを言うが、それは学校の至
らざるところなのか、家庭なのか、まあ両方だろ
うと思ふのです。私は、その場合に親の責任がき
わめて大きいと思う。学校だけに責任を転嫁する
のは大いに間違つてゐる。しかしながら、学校の
教師は逃げるべきではない。それはわれわれの責
任だといふふうには考へることが大変大事なこと
である。しかし現実にはそうじゃない。やはり家庭
の方の責任が大きいにある。しかればここで、目標
は一つなんですから、学校教育面においてどうい
う徳育を行ひ、家庭に対してはどういうふうなこ
とを要望するか、これをまた社会教育の面でそれ
を包んでいく、あらゆる面が鼻面をそろえながら
ずつと進んでいかないと、責任論ばかり言つて
いる間に、子供は毎日毎日そのまゝ育つてしまつ
ていくようなことで、非常に危機感を持つわけです。

これについて、家庭教育の問題については、先
般この席で書籍とか、あるいは看板だとか、そ
ういふものについて、営業の自由だとか、憲法に
おける表現の自由だとか、そういうことで、ボル
ノの看板でも何でもどこにでも立てるといふよう
な、あるいは店頭で何でも売るといふような、そ
ういふことは、片一方からさいの河原のように教
育を崩しているのじゃないか。これは大人の責任
だといふふうな申し上げたのですけれども、そこ
ら辺について大臣の方としては、これを一歩も二
歩も前進させていくために、壁がいろいろあると
思ひますが、どういふ御決意で、またどういふ御
判断で、それに取り組んでみたいと思ふのです。
○国務大臣(砂田重民君)　私が先ほど、有田先生
の御指摘になりましたことにつきまして、非常に

重要なことであつて、これからの文部省が抱えて
おりますきわめて重要な課題でございましてとお答
えを申し上げましたその意味には、いろんな理由
がございましてけれども、たとえば先生も御指摘に
なり、私もお答えをいたしました、人間の基本的
な、いつの時代にもこの国でも変わらない倫
理観、こういうものを果たして学校教育という場
だけで、子供たちを育てるに指導できるだろうか、
私はその疑いを持つてございまして。ざつとばら
んな率直な例を引いて申し上げますと、学校で集
団規律を教える、そして、みんなが家庭をきい
にしようと言つて、ほうきを持って先生が指導し
て、そういう癖をつけていくように指導教育をし
ていく。ところが、家庭で朝歯もみがかない、朝
御飯もつくつてやらないで子供を送り出してお
られる御家庭では、せっかくの学校におきまして
教育が全く死んでしまつてございまして。また、
そういう教育を受けている子供たちが、日曜日に
お父さんに連れられて車で出かけて赤信号にぶつ
かつたら、同じようにとまつた前の車から、窓ガ
ラスがあいて車の中の灰さきが道路にあけられ
る。自分の身の回りを自分できれいにしようとい
うことを教へられた子供が、外へ出たらそういう
社会にぶつかつてしまふ。当然子供の頭の中には
混乱が起るに違ひありません。やはりそういう
た、人間が持つべき基本的な倫理観といふものは、
学校教育の場だけでもできるものではない。家庭
教育だけでもまた子供たちを育てるに導けるもの
でもない。やはりそういう道徳、あるいは倫理観
といひますか、そういうものは、そういうこと
を導いていかなければならない教育といふもの
を持つております価値を、学校も、教師も、政府も、
家庭も、社会もみんな同じような価値観を持つ
てなければ、子供たちを私は正しく導いていけ
ないという気持ちがいまして。学校教育の場だけ
で児童憲章というふうなものでスタートしてい
いのかどうか、この点から勉強してかからなけれ
ばならないことなのではないか。社会に対しても
家庭に対しても同じようなことをやはり強く要望

していく立場に立たなくてはならないんじゃないか。それには文部省だけでこれは取り組める問題であろうかというふうなことを率直に申し上げて悩んでおりますのが、いまの私の本当の気持ちでございます。そういう意味ではこれから重要な課題ということを申し上げたわけでござい

○有田一寿君 親、いわゆる親権者は、自分の子供を自分が教育するのがもと本来の姿でありまして、ただ、だんだん世の中が複雑になってまいりますとともに、自分の職業を受け継がせるだけならともかく、子供が他の職業につく、そのためには他のことを知らなくてはならないとか、あるいは、集団生活の利点というものが子供に教えるべきでないとか、いろいろな理由があつて、私は親権者はお金を出して、それを学校の教師に委託したと思ふんです。したがって、親権者は委託者であつて、教師は被委託者だ。これは間違いないと思ふんです。したがって、被委託者がその親の願いを無視して、勝手な教育をしてみたりすることはもとと許されないと思ふんです。德育の場合についても、委託した親の方も、言いかえれば家庭にもちろん十分責任がある。そして委託された方も、集団生活の中でこれを行ふ責務がある。それで、いわゆるキャンパスというのは多く友達がおるわけですから、その中でもまれていく。家庭ではできないことですね。だから、家庭でやるべきこと、学校でやるべきことは、同じ德育と言つてもおのずから差があると思ふんです。その差をはっきり認識した上で、家庭についても、言いかえれば特に母親についても、そういう教育を私はしていく必要がある。その方法はいろいろ、テレビを活用することもありましようし、それからPTAでなさることもありましようし、また別に母親学校的なものでやることもあると思ふのですが、そういうものも進める。そうして家庭と学校と両々相まって、德育と言ふ言葉が、かたいのですけれども、いわゆるモラル・ミニマムのものは、本當に納得させながら教え込んでいく

という義務がある。それが、どうも大臣、各人はそう言うんですけれども、現実にはわりにそうならないというところをお感じになつておられると思ふのです。背中をかく思いがあるわけですね。これは、大きな国際社会、あるいは近代化の波、合理主義、能率主義、そういうものの中で行われるわけですから、なかなかむずかしいと思ふ。むずかしいけれども、私はそういう連だとか、中国だとか、北朝鮮とか、全体主義国家の場合はそれほど德育は重要でない。なぐつたつて強大な権力によって、法律によつて、きつと統制することができ。ごみを落としたりだれだけ罰金を取るぞということを言ひさえすれば、一つも落ちる者はない。しかし、自由主義社会というのは自由ですから、その何倍かの自己規制というものが、道徳というか、そういうものがなければだめだ。そういう道徳の欠如した自由社会は必ずだめになる。だめになるとわれわれは思ふわけです。したがって、このこととを、大臣のお考えもわかりましたけれども、いろいろな方法を模索しながら、これをゆるがせにしないようにしていきたい、いろいろなものが、学校教育、文化財だ、まあいろいろ同じ大学にしても放送大学ができ、すばらしいものはいろいろできていくけれども、果たしてその中でお互いが考えておる日本人といふものが育っていくだろうか。これは決して偏狭な意味の日本人でなく、世界に通用する日本人が育っていくのだからと自問自答したときに、やはり首をかしげたくなるような思いをするわけです。したがって、この德育の問題については、ぜひともさらに気をつけていただきたい。これは何年か前の世界青年意識調査統計集計表、これは大臣も十分御存じのことと思ひます。ここでも一回私言つたことがあるんですけれども、いまの社会に満足しているかという青少年の意識調査ですが、これ見ても、一番満足していないと、不満であるというの、世界で日本が最高ですね、統計から見ると、それから、その反対に一番不満である、いまの社会に不満が多いというのは、これは日本

が一番多いですね。そして、インドでさえ日本から見たら満足度は深い。日本が四割のときにインドは五・七割。これはまあ仏教の影響があるのかもわかりませんが、それから、不満だというのが、日本が二七割、インドは七割。これはインドの例を引きましたけれども、ほかの先進国もみんな同じでございます。どうして日本の青少年がそれほど不満を持つのか。それは日本の国は住みにくい、貧しい、苦しい国であらうかと。私は逆に、世界一自由があつて住みやすい国ではないかと思ふんです。だから、自由がふえ、物質的に豊かになればなるほど、不満の度もふえていくというところは、人間というものはなれというものもあるし、自己規制、克己ということがなければ、もうどこまでいつたつて不満だらだらということになりますので、それは結局物の考え方、物差しが違つてからこういふことになるので、その物差しをわれわれは、いわゆる価値観をはつきりやばり教えてやる必要がある。これはイデオロギーと関係ないというふうに思ふわけですね。どうかひとつ、余りくどくなるからこれ以上は申しませんけれども、德育の問題についてはぜひともお考えを願ひたい。

それと、続いて、これは文化庁の次長いらっしゃるからあれですが、その後新たに学校建築物をつくる場合に、一割程度の芸術的装飾を施すということについて、諸外国の例はその後おわかりだつたですか。何か資料が手に入りましたのですか。

○政府委員(吉久勝美君) 諸外国の例につきましましては、部分的にはこの前文化庁の文化普及課長も行ってまいりまして、いろいろ実情を聴取してまいった資料はございますが、まだ十分な調査はもう少し時間をかけて調べたいと思つてるところでございます。

○有田一寿君 私も詳細は知りません。ただ、一、二あるんですけれども、そこら辺をさらに正確なもの調査していただくとうれしいです。

イタリアは、これは昭和二十四年——一九四九年の七月に法律七七一というものが制定されておりますが、その中に、一、二条だけですけど、こう書いてあるようですね。「国の行政機関とその自治組織、ならびに管区、州、市区町村およびその他の公共団体で、戦争中に破壊された公共建築物を再建しようとするものは、その計画にかかわる予算総額の二パーセントをくぐらない額を、当該建築物の美化のため用いられる芸術作品の購入費として計上しなければならない」と。

ドイツの場合はちよつとパーセンテージが幅があるんですけれども、これは一九七〇年に決めておるようですね。連邦行政機関および連邦が補助する公共建築物の建設工事については、その建築物の性格およびその工事の範囲からものと考へられるかぎり、その建築物の建設費および外部設備費の一パーセントから五パーセントまでの金額を、芸術作品(彫刻、絵画等)の購入費として計上しなければならない。」

まああとフランスとスウェーデンとアメリカとありますが、ただ、アメリカのやつは予算の外に一割加えるんじゃないかと、決まつた予算の中から一割を取つてそれに充てるというふうなことが書いてあるようです。

まあ別に外国がどうだから日本がどうだということではございません。しかしながら、この前から申し上げておるようなことで、新しい学校建築物、あるいは公共建築物をつくるときにそういうことをぜひとも行って、十年、二十年経ていけば、文化的な環境に接することによって、子供あるいは大人も同様ですが、芸術的な感覚を身につけることができるだろうというところでありますので、どうぞひとつ御調査になつて、それを参考にしながら、わが国でもそろそろこういうことを考へていきたいというふうな気持ちであります。

次に、これは大臣で結構ですが、身体不自由児、あるいは精神的な面で立ちおくれた子供、それをどういうふうな小・中学校、あるいは高等学校で受け入れて、教育していくかという問題に関連するわけですが、先般これは新聞で読みましたが、

高等学校の教科課程、コースを多様化していくというこの案が文部省のものとして発表されておつたものを読みました。そのときに、学力別学級編成ということも考えておられるように承知しましたが、それについて伺いたいところでお伺いしたいと思います。

○国務大臣(砂田重民君) あの新聞の記事になったことではございますが、高等学校の学習指導要領の改定につきましては、まだ文部省は検討中でございます。高等学校の先生等にお集まりをいただいて、内容の御相談をした段階で、どこから漏れたようでございます。まだ検討中でございます。発表する段階に至っておりません。

○有田一寿君 そういうことでしたら、それ以上ここでそのことについてお尋ねすることはできないわけですが、それならば希望として申し上げることはできるかと思いますが、この多様化の問題につきましては、いまの高等学校の状況から見ても、いまのコースでは不足だということは言えようかと思ふんです。この間新聞にはホテル科というように、演劇科にしても、芸能科というのでも昔私もちよつと言ひ出したこともあるんですけれども、そうすると、いまのタレントとか、歌手のことを考えるようだったから、その言葉は不適当だろうということで撤回したことがあります。その芸能というのは古典芸能の意味でありまして、その後継者を養成する、あるいは陶芸の後継者を養成するというようなことで、これはすべての高等学校にそういうものをつくったからといって、田舎の方ですべてホテル科が定員いっぱいになるということはありませんが、これは全国で一つか二つ、あるいは数校の学校をつくって寄宿舎制度を取り入れれば、ずいぶん救われる生徒があるのではなからうか。で、ここで多様化の問題についてどういうことを検討しているか、これは初中局長からでも結構ですけれども、お伺いできたからお伺いしたいと思います。いかがで

しょうか。

○政府委員(諸澤正道君) ただいま大臣がお答えしましたように、この高等学校の学習指導要領をどう改定するかというのはいま作業中でございまして、いろいろな方々の御意見を伺つておる段階でございますが、まあ基本的な考え方として、高等学校の学習指導要領の改定の大きな一つの柱は、やはり今日のような進学率が九三%にもなつた現状において、いかにしてこれを多様化して、能力、適性の異なる一人一人の子供に、できるだけ満足のいく教育が施されるようにするかというの課題だろつと思つてございます。まあその一つのあり方として、一つは高等学校を卒業するのに必要な単位数を今度八十単位としたわけですが、従来は学習指導要領では八十五単位でございまして、何と四十数単位が必修といつて固定されておりました。それは私はやっぱりよくないんではないか。やはり必修といつても、できるだけその必修の幅というものを少なくいたしまして、高等学校段階になるとすべての子供に、たとえば国語、社会、数学、理科といった各教科を、全部一定の単位修得させるといふのはかなり無理があるといふふうに考えますので、その辺ももう少し弾力化できないかという、単位修得とその単位の中身のあり方の問題が一つございます。

それからもう一つは、ただいま御指摘のように、今度高等学校に置かれる専門の課程でございまして、現行は普通課程のほかに農、工、商、水産という職業コース、それに英語、理数、体育といったような特別の課程を置くことができるという例示をしてございまして、この例示の幅を制度上はいろいろな学科を置くことができることにはなっておりまして、やはりある程度例示をして、もっと高等学校の課程のあり方というものを幅広く考えてもよろしいんですよという言い方をした方がよくないかということ、そういう意味での御意見を聞いておる。

そこで、いまその幅広くといった場合に、その中身として、たとえば演劇であるとか、あるいは

書道であるとか、あるいは体育であるとか、あるいはホテルであるとか、あるいは美容であるとか、理容であるとか、そういうようなものをどの程度例示し、考えていったらよいであらうかというの、確定したところまではまだいっておりませんが、けれども、いま申しましたような幾つかのものを例示して、こういうものはどうでしょうかと、こういうことで御意見を伺つておる、こういう段階でございます。

○有田一寿君 高等学校の留年ですけれども、公立高等学校で留年ということはどの程度現在ありますか、調べられたことありまじょうか。

○政府委員(諸澤正道君) 具体的なその数字を調べたことはございません。ただ、公立でも一部に留年というものが実際に行われているのがあることは確かでございますが、非常に数は限られておるといふふうに思います。

○有田一寿君 こまで進学率が上がつてくると、やがて昭和六十年になれば九六%を超すといふことになりまして、実質上の全入が行われておるといふようなことで、小・中までは義務教育ですけれども、高等学校の場合義務教育ではないと、ここで留年、早く言えば落第ということはどう考へるか。これは落第はさせないんだということでしょうか。いや留年ということもやはり考へるべきだといふ方向を考へておられるか。いまはもう留年なし、怠けようとして全部卒業させるといふことになつておると思ふんですが、それは正しいことでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) 現在の学校教育法や規則のたてまえから言つと、その単位を履修するといふことと、修得するといふ二つの言葉の使い分けをして、要するに教室へ出て一定の時間講義を聞けば履修だと、しかし具体的にその内容を自分のものでして成果を上げたかどうかというものが修得だと、こういうふうな考え方になつておるわけでありまして、率直に言つて現在どちらかと言へば、その履修主義のたてまえでござるわけでございます。これはアメリカなどに比べると非常に

に運営として適当でないじゃないかという議論も御承知のようにかねてからあるわけでございますが、日本の実際の風土としましては、一遍落第して学校の外へ出たというよりも、また思い直してしばらく後にもう一回勉強するというようなことは通常やらないで、できにくいというような風土もございますんで、どちらかと言へば履修主義でござると思つておるというのが現状だと思ひます。

そこで、たてまえとして、これはもう落第をどうとんざせる方がいいんだといふことは、私はやっぱりそれは言つてみても、いまの段階ではなかなか行われにくい。実際に私立学校等ではそういうことをかなり厳しくやつておるところもありまして、それはそれとして大いに結構だと思ひますけれども、日本の高等学校教育制度をいま急にやろしいかどうかといふと、やはり徐々にやろしいことを考へていかないと、実際問題として非常に無理なんではなからうかといふふうに私は考へておるわけなんです。

○有田一寿君 単位制度と学年制度が併用されておるのが日本の高等学校で、それを単位制度に割り切つて徹底すれば、留年ということはそんなにむずかしいことでもないし、体裁の悪いことでもない。足りない単位を後日取つて追加していけば、半年後にその単位を追試で受けて、いわゆる特別卒業といふふうになつておつたものを、普通卒業に切りかえてもらふことができる。ただ、学年制が前面に出ておる限りは完全なる落第、留年という姿になりますから、なかなか一単位残した、二単位残したから一年留年というのにはむずかしいと思ふんですけれども、ただこれからずうと将来高等学校を中身の濃いものにしていく、言いかえれば多様化するものは徹底的に多様化する、学力別学級編成も取り入れていく、それからできない者はこれをできるようにする、それからできる者が足踏みをしないようにするといふ、そういう個性教育的なものに配慮を加えようとしていく場合に、全然留年というふうなことは考へないんだと、

考えてないということでは、私は結局いいかげんな教育になっていくという危惧があるんですけれども、まあ反面のまた短所もあるかも知れませんが、先般のオナードとか、パスだとかいうような卒業のさせ方もあるわけですが、これを全部はおかぶりして、入るだけはとんど全入に近く、一〇〇％に近く入れていく。そして一〇〇％に近く押し出していくということで、私は高等学校の教育が望ましいものになるとはとも思えないわけですが、だから、これは今後いろいろな例も参考にしながら、真剣に研究していく必要があるのではないかと。大学とか、中学、小学よりも、高等学校が一番のいろんなその意味ではポイントになってくるような気がしますが、どうでしょうか。これは大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(砂田重民君) まさに高等学校がポイントになってくると私も考えます。やはり、いまのような、何か腹修させただけで目をつぶっているという状態が、高等学校教育の私は本当の目的ではないかという気持ちがあります。やはり修得させて卒業させる、そこに目標を置かなければ、みずから選んで高等学校へ行つて勉強しよう、高等学校へやつて勉強させよう、本人も、家庭もそう思うわけでございますから、その意義が、やはり修得を目標にするのでなければ根底からなくなってしまう。しかし、いま直ちにということになりますと、私はやはり単位制度というものの認識が今日の日本の社会にやはり確立されてない。大学の場合でもまた同じことが言えるわけでございます。これだけの単位を大学で取ったというこの価値を認めてくれないままの日本の社会、一枚の紙切れを、卒業証書を持っていれば、もうそれに値打ちを見つけてしまふといういまの日本の社会、こういうところからの社会全体の改善に伴いつつ、高等学校も本来の目的である修得を目指して、内容を充実させつつやっていくということでは、むずかしいのではないかと。気持ちがあるわけでございます。

○委員(吉田実君) 本調査に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
速記をちょっととめてください。
〔速記中止〕
○委員長(吉田実君) 速記を起こして。
国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。砂田文部大臣。
○国務大臣(砂田重民君) このたび政府から提出しました国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。
この法律案は、昭和五十三年度における国立大学の新設、学部及び大学院の設置、短期大学の新設及び廃止、放送教育開発センターの新設、国立養護教諭養成所の廃止等について規定しているものであります。
まず第一は、上越教員大学及び兵庫教員大学の新設についてであります。
この二つの教員大学は、教員の資質能力の向上と初等教育教員の養成・確保という社会的要請に対処するため、主として、教員の研究・研さんの機会を確保することを趣旨とする大学院と、初等教育教員を養成する学部を有し、全体として大学院に重点を置く大学として設置し、学校教育に関する実践的な教育研究を推進しようとするものであります。
なお、両大学とも、本年十月に開学し、学生の入学は、兵庫教員大学にあっては、大学院は昭和五十五年度から、学部は昭和五十七年度から、上越教員大学にあっては、学部は昭和五十六年度から、大学院は昭和五十八年度からとするものであります。
第二は、福井医科大学、山梨医科大学及び香川医科大学の新設についてであります。
近年における医療需要の増大と医師の地域的偏在に対処するため、これまで無医大県の解消を図る施策を進めてきておりますが、その一環としてこれら三大学を設置し、医師養成の拡充を図るとともに、医学研究の一層の推進に資することとするものであります。
なお、三大学とも本年十月に開学し、昭和五十五年度から学生を入学させることとしております。
第三は、学部の設置についてであります。
信州大学に人文学部の経済学関係の学科を基礎として経済学部を、島根大学に文理学部を改組して法文学部及び理学部を、広島大学に教育学部の教員養成関係の課程を基礎として学校教育学部を、山口大学に文理学部を改組して文学部及び理学部を、それぞれ設置し、これら地方における国立大学の教育研究体制の整備を図ろうとするものであります。
第四は、大学院の設置についてであります。
これまで大学院を置いていなかった富山医科薬科大学及び愛知教育大学に、それぞれ大学院を設置し、もつて、これらの大学における教育研究の水準を高めるとともに、研究能力のある人材の養成に資することとするものであります。なお、富山医科薬科大学の大学院には博士課程の薬学研究科を、愛知教育大学の大学院には修士課程の教育学研究科を置くこととしております。
また、上越教員大学及び兵庫教員大学は、前述のように、大学院に重点を置く大学として新設するものでありますので、これら二大学にも大学院を設置することとしております。
第五は、短期大学の設置等についてであります。
これは、筑波大学に医療技術短期大学部を新たに併設し、看護婦等の養成及び資質の向上に資することとするともに、千葉大学工業短期大学部については、昭和五十一年度において工学部へ発展的に転換を行い、以来、学生の募集を停止してきておりますので、このたびこれを廃止することとするものであります。
なお、筑波大学医療技術短期大学部は本年十月に開学し、昭和五十四年四月から学生を入学させることとしております。
第六は、付置研究所の位置の変更等についてであります。
東京工業大学の資源化学研究所及び精密工学研究所については、研究体制の整備充実を図るため、神奈川県長津田地区へ移転することとし、これら二位置を東京都から神奈川県に変更するものであります。
また、富山大学の和漢薬研究所については、同大学の薬学部及び大学院薬学研究科の富山医科薬科大学への移行に伴い、医学との連携を重視しつつ、薬学に関する教育研究の一体的な遂行を確保するため、これを富山医科薬科大学に移すこととするものであります。
第七は、放送教育開発センターの新設についてであります。
これは、放送利用の大学教育に関する研究開発を行う国立大学共同利用機関を新設しようとするものであり、これにより、この面における国公立大学の連携協力の推進と大学開放の促進を図り、あわせて、放送大学の創設準備を推進することとをねらいとしております。
なお、設置の時期は本年十月とし、位置は千葉県とするものであります。
以上のほか、このたび新設しようとする五大学を含め、昭和四十八年度以後に設置された医科大学等の職員の昭和五十三年度の定員を定めるとともに、昭和五十一年度において教育学部の養護教諭養成課程に発展的に転換し、以来学生の募集を停止してきておりました北海道教育大学養護教諭養成所、千葉大学養護教諭養成所及び大阪教育大学養護教諭養成所を廃止することといたしております。
なお、衆議院において施行期日等に関する附則の規定の一部が修正されましたので、念のため申し添えます。
以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますよう、お願いいたします。

○有田一寿君 終わります。

いたします。

○委員長(吉田実君) 以上で説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二一五号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二一六号)

一、国の責任による学校災害の防止及び被害の完全補償の特別立法に関する請願(第四三二一七号)

一、義務教育諸学校の増設に対する国庫負担等に関する請願(第四三二一八号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二一九号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二二〇号)

一、福島県川俣中学校の通学費補助打ち切り反対等に関する請願(第四三二二一号)

一、受験地獄解消のため公立高校増設に対する国庫補助拡充及び学校災害補償制度創設等に関する請願(第四三二二二号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二二三号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二二四号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二二五号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二二六号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二二七号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二二八号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二二九号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二三〇号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二三一号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二三二号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二三三号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二三四号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二三五号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二三六号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二三七号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二三八号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二三九号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二四〇号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二四一号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二四二号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二四三号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二四四号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二四五号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二四六号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二四七号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二四八号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二四九号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二五〇号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二五一号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二五二号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二五三号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二五四号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二五五号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二五六号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二五七号)

一、学校災害に対する補償制度創設に関する請願(第四三二五八号)

一、私学への大幅国庫補助に関する請願(第四三二五九号)

一、学校教育の充実に係る請願(第四三二六〇号)

一、私学に対する大幅国庫補助に関する請願(第四三二六一号)

請願者 北海道帯広市西二条南一七ノ一 中村敏明外一万九百九十九名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三二二二号 昭和五十三年四月七日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願(三三)

請願者 名古屋市中村区井深町五ノ一四 平林誠外三百三十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三三二一号 昭和五十三年四月七日受理

福島県川俣中学校の通学費補助打ち切り反対等に関する請願

請願者 福島県伊達郡川俣町秋山南五四川 俣町福田みんなどの会内 三浦利清

紹介議員 下田 京子君

一、福島県川俣中学校通学費補助成は今後とも継続すること。

二、スクールバスの廃止を強行し、自転車通学とするような無意味な計画はやめること。

三、川俣町小学校統合計画の実行にあたっては、父母負担を強いるようなことはやめること。

四、川俣町福田小学校の改築については、五十三年度実施計画に基づき促進すること。

五、小学校統合十箇年計画の中に、福田小学校の雨漏り等で老朽している木造の体育館改築を入れるようにすること。

理由 川俣中学校は、広大な地域のなかで、一校に統合された学校であり、福田地域においては、通学費の助成とスクールバス運行とが行われており、父兄たちも子どもたちのため、バスの待合所設置に私財を投じ、三箇所もつくったほどであるが、五年たつた現在、国の助成打ち切りという言葉ひとつで廃止されようとしている。このようなことを含め、教育施設の新しい計画について教育格差の解消と

教育環境の浄化をうたつても、継続性のない場当たり的な方策であつては、地域住民の考えとは程遠いのである。

第四三三二号 昭和五十三年四月七日受理

受験地獄解消のため公立高校新増設に対する国庫補助拡充及び学校災害補償制度創設等に関する請願

請願者 福島市上浜町一〇ノ三八福島県立高教組内 高橋重久

紹介議員 下田 京子君

日本の教育に深刻なひずみをもたらしている受験地獄を解消し、子ども、青年に行き届いた教育を行つとともに、子どもたちが安心して教育を受けられるような学習権を保障し、教職員が積極的に教育活動ができるよう次の事項の実現を図られたい。

一、公立高等学校新増設のための国庫補助率を引き上げるなどにより国庫補助制度を大幅に拡充すること。なお用地取得費の国庫補助についても検討の上適切な措置をすること。

二、一 すべての子ども・青年に行き届いた教育を保障するため次の内容の実現をめざし、「公立義務教育諸学校標準定数法」、「公立高等学校標準定数法」を改正すること。

- (1) 学級編制の基準を一クラス四十人（ただし高校職業科三十五人、定時制三十人）以下とすること。
- (2) 教員の過あたりの授業時間を十八時間（高校全日制十五時間、夜間定時制十時間）以下として教員の定数を定めること。
- (3) 養護教員、事務職員など必要な教職員をすべての学校に配置すること。

2 すべての障害児の教育を保障するため、次の事項の実現をめざして改善すること。

- (1) 学級編制の基準を高等部十人以下、中・小学部を八人以下、幼稚部及び重度・重複障害は五人以下とすること。
- (2) 教員の過あたりの授業時間を高等部十

二時間以下、中・小学部十五時間以下とすること。

- (3) 養護教員、寮母、事務職員などの定員を増やすとともに、必要な職員を配置すること。

三、学校災害による児童、生徒の負傷・疾病・死亡に対し、国の責任で完全な補償が行われるよう無過失責任賠償制の「学校災害補償法」を制定すること。

第四三三四号 昭和五十三年四月七日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 新潟県上越市中央四ノ一ノ二二田中三二外九十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三三五号 昭和五十三年四月七日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県豊田市若林町宮間三六ノ一 鈴木美奈子外百二十名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三三七号 昭和五十三年四月七日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市三谷町七番二〇二 村恒二外百九十九名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三四四号 昭和五十三年四月七日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（二通）

請願者 名古屋市中区安井町二ノ八 稲垣良美外三百七十九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三四七号 昭和五十三年四月八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡桃山町六 酒井徳夫外三百十八名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三六一号 昭和五十三年四月八日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 新潟県三島郡和島村北野二四四ノ一 加勢智浩外九十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三六二号 昭和五十三年四月八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 愛知県豊田市矢並町二〇二ノ一 寓村正光外九十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三六四号 昭和五十三年四月八日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願（三通）

請願者 佐賀県鳥栖市儀徳町二、六一ノ一〇 大坪弘道外千三百十三名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三六五号 昭和五十三年四月十日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 新潟県上越市新町四二二 倉石信雄外八百五十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三六六号 昭和五十三年四月十日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 新潟県加茂市下西一六ノ一九 茂

野正弘外千四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三六七号 昭和五十三年四月十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町鍋倉七二八 湯田益也外百二十三名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三六八号 昭和五十三年四月十日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 佐賀市若宮一ノ一五ノ三四 井手れい子外百二十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四三六九号 昭和五十三年四月十日受理

学校教育の充実に関する請願（四通）

請願者 群馬県太田市牛沢八八七ノ一四 片山紀昭外百六十八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三七〇号 昭和五十三年四月十日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市梅田町一ノ七七 田中貞雄外二十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三七一号 昭和五十三年四月十日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町五ノ三八三ノ二ノ八 八下田末子外九十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三七二号 昭和五十三年四月十日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山市船所一三三 池田政男外
百六十五名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三八三号 昭和五十三年四月十日受理
学校教育の充実に関する請願(五通)

請願者 和歌山市友田町二ノ八 川村清外
三百六十九名

紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三八四号 昭和五十三年四月十日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市堤町一ノ二二ノ二二
亀田光三外百二十八名

紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三八五号 昭和五十三年四月十日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県前橋市下大島町九五四 関
口啓子外百六十八名

紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三九四号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 長野市中御所九五五ノ一七 甲崎
元外二百九十九名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四三九七号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市菱町黒川三八七 常
見広外百九十九名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四〇〇号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 長野県大町市常盤三、五四四 島
田和武外三百四十四名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四〇五号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市本町二ノ三ノ三 峯
岸常雄外六十三名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四〇六号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県渋川市祖母島七六一 玉木
勝三外百四十三名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四〇七号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市境野町一ノ一、二三
七 佐藤正夫外百四十四名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四〇八号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市菱町上菱五三二ノ三
六 高田秀敏外四十八名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四〇九号 昭和五十三年四月十一日受理
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 新潟県上越市港町一ノ二五ノ一〇
中村トヨノ外九十九名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四四一〇号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県安中市板鼻町一、四〇四
馬場賢平外四十四名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四一一号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願(六通)

請願者 和歌山県田辺市新庄町一、八七二
有本郁代外五百九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四一二号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願(五通)

請願者 群馬県群馬郡榛名町上里見七四六
茂木哲夫外二百四十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四一三号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願(五通)

請願者 群馬県高崎市上豊岡町三七七ノ二
原徹外二百四十七名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四一四号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 秋田県横手市三枝橋六三ノ二 山
崎茂男外三百四十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四二九号 昭和五十三年四月十一日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 北海道函館市若松町三八ノ二五
寺沢モヨ外百七十九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四四三〇号 昭和五十三年四月十一日受理
私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(六通)

請願者 岡山県笠岡市吉浜一、九一九 増
成武外五千四百三十八名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四四三一号 昭和五十三年四月十一日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市曲輪町一九 皆川
孝一外五十四名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四三六号 昭和五十三年四月十二日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 和歌山県田辺市上芳養一七二 脇
中孝外二百八十五名

紹介議員 坂倉 藤吾君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四三七号 昭和五十三年四月十二日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県太田市本町二二ノ三 岡富
次外六十四名

紹介議員 磯山 篤君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四三八号 昭和五十三年四月十二日受理
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県桐生市広沢町一ノ二、六一

五 阿部守成外三十七名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四四九号 昭和五十三年四月十二日受理

学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 岡山市郡一、二七〇 高階瑞枝外二百六十二名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四五八号 昭和五十三年四月十二日受理

私学に対する大幅国庫補助に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡三和村末野新田一、一五三 渡辺一榮外九十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四四四九号 昭和五十三年四月十二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 北海道函館市港町三ノ二四八 高橋昭外百五十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四四六〇号 昭和五十三年四月十二日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨県甲府市屋形一ノ二ノ二七古府中庄内 八巻良一外三百三十四名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四四六一号 昭和五十三年四月十二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市波志江町一九一 常見道也外二百三十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四六二号 昭和五十三年四月十二日受理

学校教育の充実に関する請願(三通)

請願者 群馬県勢多郡北橋村小室一、〇五七ノ三四 今井あや子外七十五名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四六三号 昭和五十三年四月十二日受理

学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市金井沢町二五五 外所尚外百九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四六四号 昭和五十三年四月十二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡六四 平泉恭子外二百三名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四六五号 昭和五十三年四月十二日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県前橋市箕井町六九六 羽鳥市松外五十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四六六号 昭和五十三年四月十二日受理

学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 群馬県高崎市井野一、三四〇 吉田秀夫外百四十六名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四七七号 昭和五十三年四月十三日受理

私学の学費値上げ抑制、大幅国庫助成等に関する請願(六通)

請願者 岡山県倉敷市白楽町五〇三 藤本充外五千五百六十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四四七八号 昭和五十三年四月十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町二、二三五 石井清外七十五名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四七九号 昭和五十三年四月十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県前橋市元総社町二、一〇九 木下政義外五十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四八〇号 昭和五十三年四月十三日受理

オリンピック記念青少年総合センターの存続に関する請願

請願者 秋田市手形山崎一ノ三 佐久美実外千九百九十九名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第四六四号と同じである。

第四四九八号 昭和五十三年四月十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市大田町四二〇ノ一 大賀育子外七十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四四九九号 昭和五十三年四月十三日受理

学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県新田郡笠懸村久宮二〇二ノ一

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四五〇〇号 昭和五十三年四月十三日受理

学校教育の充実に関する請願(二通)

請願者 群馬県沼田市東倉内五六〇 清水寛治外百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四五〇一号 昭和五十三年四月十三日受理

学校教育の充実に関する請願(三通)

請願者 東京都八王子市小宮町九八〇ノ三 森征之介外百九十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四五〇二号 昭和五十三年四月十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡すさみ町江住七三五 山本ちづき外二百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四五二三号 昭和五十三年四月十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 山梨市上石森八三 宮尾武夫外百三十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四五二四号 昭和五十三年四月十三日受理

学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 川崎市高津区宮崎一ノ一三ノ一 土屋正三外百八十九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四五二五号 昭和五十三年四月十三日受理
学校教育の充実に関する請願

請願者 群馬県前橋市荒牧町六八四ノ二
奈良駒藏外二十七名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四五二六号 昭和五十三年四月十三日受理
学校教育の充実に関する請願(三通)

請願者 群馬県伊勢崎市美茂呂町三、七〇
二ノ三 賀川啓子外百八十四名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

第四五三二号 昭和五十三年四月十三日受理
学校災害に対する補償制度創設に関する請願

請願者 北海道函館市日吉町一ノ一八ノ二
六 中里清之助外五十三名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第四五五三号 昭和五十三年四月十三日受理

学校教育の充実に関する請願(三通)

請願者 北海道北見市高栄東町一六四 高
桑祐四郎外三百十八名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第六七号と同じである。

四月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置
置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法
の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置
法の一部を改正する法律

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百
五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の四」を「第九条の五」に、
「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

第三条第一項の表中

長岡技術科学大学

工学部

長岡技術科学大学	
上越教員大学	

工学部	
学校教育学部	

に、

福井大学	福井県	教育学部
山梨大学	山梨県	教育学部
		工学部

を

福井大学	福井県	教育学部
福井医科大学	福井県	工学部
山梨大学	山梨県	医学部
山梨医科大学	山梨県	工学部
		医学部

に改め、同表信州大学の項中「教育

学部」を「教育学部」に改め、同表中
「経済学部」を「教育学部」に改め、同表中

神戸大学	兵庫県	文学部
		教育学部
		法学部
		経済学部
		経営学部
		理学部
		医学部
		工学部
		農学部
神戸商船大学		商船学部

を

兵庫教育大学	兵庫県	学校教育学部
神戸大学	兵庫県	文学部
		教育学部
		法学部
		経済学部
		経営学部
		理学部
		医学部
		工学部
		農学部
神戸商船大学		商船学部

に、

島根大学	島根県	文学部
		教育学部
		農学部
		医学部
島根医科大学		医学部

を

島根医科大学	島根大学
島根県	
医学部	法文学部 教育学部 理学部 農学部

[illegible]

「人文学部
教育学部
経済学部
理学部」
に改め、同表中

香川大学	香川県	教育学部 経済学部 農学部
------	-----	---------------------

27

香川医科大学	香川大学
香川県	
教育学部 経済学部 農学部	医学部

に改める

に改める

第三條の二第二項中「富山大学」を「上越教員大学
富山大学」に、「名古屋大学」を「名古屋大学
富山医科大学」に、「愛知教育大学」を「愛知教育大学」に改定する。

に、「大阪教育大学」を「大阪教育大学
兵庫教員大学」に改める。

第三條の三第二項の表中	茨城大学工業短期大学部	茨城県	茨城大学	を
-------------	-------------	-----	------	---

— 32 —

茨城大学工業短期大学部	茨城大学	に改め、千葉大学工業短期大
筑波大学医療技術短期大学部	筑波大学	

学部の項を削る。

第四條第一項の表東京工業大学の項中

資源化学研究所	精密工学研究所	工業材料研究所	原子炉工学研究所
東京都			

走

資源化学研究所	神奈川県
精密工学研究所	
工業材料研究所	東京都
原子炉工学研究所	

に改め、同表中「富山大学」を「富山医科薬

「科学大学」に改める。

第三章の四中第九条の五を第九条の六とし、第三章の三中第九条の四の次に次の一条を加える。

第九条の五 国立大学における教育の発展に資するための国立大学の共同利用の機関として、放送

この機関の目的たる研究及び開発に従事するものに利用させるため、放送教育開発センターを置く。

- 2 放送教育開発センターは、国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学における教育に協力することができる。
- 3 放送教育開発センターは、千葉県に置く。

附則第三項中「六千四百三十三人」を「九千七百七十四人」に、
「長岡技術科学大学」「富山医科大学」「富山医科薬科大学」を
「上越教育大学」「富山医科大学」「富山医科薬科大学」に改題する。

科学大学
大学
薬科大学
大学
に、「滋賀医科大学」を
兵庫教員大学」に、「徳島大学歯学部」を
香川医科大学」に、「徳島大学歯学部」を
香川医科大学」に、「徳島大学歯学部」を

改める。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二條 国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中北海道教育大学養護教諭養成所の項、千葉大学養護教諭養成所の項及び大阪教育大学養護教諭養成所の項を削る。

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条の規定中国立学校設置法目次の改正規定、第三条第一項の表の改正規定のうち上越教員大学、福井医科大学、山梨医科大学、兵庫教員大学及び香川医科大学に係る部分、第三条の三第三項の表の改正規定のうち筑波大学医療技術短期大学部に係る部分並びに第九条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第五項の規定 昭和五十三年十月一日

昭和五十五年四月一日

三 第一条の規定中国立学校設置法第三条の二第一項の改正規定のうち上越教員大学に係る部分
昭和五十八年四月一日

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和五十三年度に富山医科薬科大学又は愛知教育大学の大学院に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和五十三年四月一日から当該大学院に存学していたものとみなす

(島根大学の文理学部等の存続に関する経過措置)

123 島根大学及び山口大学の各文理学部、千葉大学工業短期大学部並びに北海道教育大学養護教諭養成所、千葉大学養護教諭養成所及び大阪教育大学養護教諭養成所は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び第三条の三第二項並びに国立養護教諭養成所設置法第二条第二項の規定にかかわらず、昭和五十三年三月三十一日に当該学部、短期大学部又は養護教諭養成所に在学する者が当該学部、短期大学部又は養護教諭養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員に関する経過措置)

134 昭和五十三年九月三十日までの間は、この法律による改正後の国立学校設置法附則第三項中

「長岡技術科学大学

上越教員大学

富山医科薬科大学」とあるのは「長岡技術科学大学

富山医科薬科大学

福井医科大学

山梨医科大学

」

と、「滋賀医科大学

兵庫教員大学」とあるのは「滋賀医科

大学」と、「徳島大学歯学部

大学」と、「香川医科大学」とあるのは「九千七百七十四人」とあるのは「九

千百四十六人」とする。

(福井医科大学等の学生の入学)

145 福井医科大学、山梨医科大学及び香川医科大学は昭和五十五年度から、上越教員大学の学校教育学部は昭和五十六年度から、兵庫教員大学の学校教育学部は昭和五十七年度から学生を入学させるものとする。

(文部省設置法の一部改正)

156 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第二号中「国立大学共同利用機関」の下に「放送教育開発センターを除く。」を加える。

昭和五十三年五月二十三日印刷

昭和五十三年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局